

千葉市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表します。

平成17年3月30日

千葉市監査委員	小川清
同	大島有紀子
同	佐々木久昭
同	片田幸一

千 葉 市
平成16年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

- ・財団法人千葉市スポーツ振興財団及びこれに係る千葉市の財務事務の執行
- ・財団法人千葉市文化振興財団及びこれに係る千葉市の財務事務の執行
- ・財団法人千葉市都市整備公社及びこれに係る千葉市の財務事務の執行

千 葉 市 包 括 外 部 監 査 人
公 認 会 計 士 松 崎 信

財団法人千葉市スポーツ振興財団及び
これに係る千葉市の財務事務の執行

目 次

包括外部監査の結果報告書	1
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査の対象部署	1
4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
5. 外部監査の方法	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査人及び補助者	2
8. 利害関係	2
第2 財団法人千葉市スポーツ振興財団の概要	3
1. スポーツ振興財団の目的	3
2. 事業の種類	3
3. 役員等の構成及び職員の配置	5
4. 財務の状況	6
第3 外部監査の結果	11
1. 収入取引	11
2. 業務委託契約	21
3. 人件費	33
4. 固定資産管理	41
5. 有価証券管理	50
6. 債権管理	52
7. 納税事務	54
包括外部監査の結果報告に添えて提出する意見	59
1. 指定管理者制度への対応	59
2. 稲毛ヨットハーバー事業の経営状態	69
3. 行政コストに基づく税負担額の算定	79

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ（事件）

財団法人千葉市スポーツ振興財団（以下、「スポーツ振興財団」という。）及びこれに係る千葉市の財務事務の執行

(2) 監査対象期間

平成15年度（ただし、必要な範囲で平成16年度に拡大及び過年度に遡及）

3. 監査の対象部署

千葉市教育委員会及び都市局並びにスポーツ振興財団

ただし、必要がある場合は、他部局等において執行された関連事務についてもその範囲とする。

4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

スポーツ振興財団は、千葉ポートアリーナ等のスポーツ施設の管理運営を千葉市より受託するとともに、市民のスポーツ活動の普及振興に関する事業を行っている。

当財団は、基本財産2億2千万円のうち、2億円の出捐を千葉市より受け、平成15年度の全支出額17億8千万円の8割以上が千葉市からの受託収入で賄われている。

また、地方自治法の改正による指定管理者制度への移行に伴い、公の施設の管理運営につき、より効率的な実施が求められている。

このような状況や当財団の事業が市民生活と密着していることを考慮すると、当財団の必要性や効率的な管理運営は市民の関心が高いものと思われ、当該事件について調査することが有用であると判断した。

5. 外部監査の方法

(1) 着 眼 点

- ① 収入及び支出事務の合规性
- ② 契約に係る事務の合规性
- ③ 財産管理に関する事務の合规性
- ④ スポーツ振興財団の役職員等の構成・配置の妥当性及び人件費支出の合规性
- ⑤ 千葉市からスポーツ振興財団への経営補助金及び事業収入の算定並びに支出の合规性
- ⑥ 管理運営事務の経済性、効率性及び有効性
- ⑦ 指定管理者制度への対応

(2) 主な外部監査の手続

- ① 実施する各事業につき、担当者への質問、関係書類との照合
- ② 関係諸法令、組織、業務フロー等につき、関係部署の責任者及び担当者からの説明の聴取
- ③ 契約、出納、財産管理等に関する事務処理につき、担当者への質問、契約書その他の関係証憑の査閲、関係諸法令への準拠性の検討
- ④ 千葉市からの運営補助金につき、担当者への質問、関係書類との照合
- ⑤ 千葉市からの事業収入につき、担当者への質問、関係書類との照合
- ⑥ 役職員の構成・配置及び人件費取引につき、担当者への質問、関係書類との照合
- ⑦ スポーツ振興財団の財務状況等の分析

6. 外部監査の実施期間

平成16年7月1日より平成17年3月30日まで

7. 外部監査人及び補助者

外部監査人	公認会計士	松崎	信
補 助 者	公認会計士	中村	秀基
	会 計 士 補	遠藤	修司
	会 計 士 補	中原	一徳
	税 理 士	和久井	結実
	税 理 士	東	純子

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 財団法人千葉市スポーツ振興財団の概要

1. スポーツ振興財団の目的

スポーツ振興財団は、平成3年2月1日に、市民のスポーツ活動の普及振興に関する事業及びスポーツ施設の効率的な管理運営を行い、もって市民の健全な心身の発達とうるおいのある市民生活の形成に寄与することを目的として設立された。

設立後の経緯は次のとおりである。

平成	3年	3月	千葉ポートアリーナの管理を千葉市から受託する。
		4月	スポーツ振興事業並びに千葉公園スポーツ施設他11施設を千葉市から受託する。その結果、管理施設は13ヶ所となる。
平成	4年	4月	古市場公園スポーツ施設体育館の管理を千葉市から受託した（平成4年4月18日開館）。
		6月	予約管理システムが稼働した。
平成	5年	10月	千葉ポートアリーナ2階に情報カウンターを開設した。
平成	8年	4月	財団法人千葉市海洋スポーツ協会を統合した。
		7月	新宿中学校プールの管理を千葉市から受託した。
		10月	千葉市相撲場の管理を千葉市から受託した。
平成	11年	4月	こてはし温水プールの管理を千葉市から受託した。
平成	15年	4月	若葉球技場の管理を千葉市から受託した。

2. 事業の種類

(1) 一般会計

ア. スポーツ振興事業

スポーツイベント、スポーツ講演会及びスポーツ教室の開催、スポーツフォトコンテストの実施、情報誌の発行、インターネットによる情報提供を行っている。

イ. 海洋思想普及事業

スポーツイベント、講演会・講習会及びヨット普及教室等の開催を行っている。

ウ. 受託事業

千葉市等からの委託を受け、スポーツ教室の開催、スポーツ情報の収集及び提供、スポーツ施設予約管理システムの運営、スポーツ健康相談事業の実施、美浜区ふれあい事業の実施、スポーツ施設の管理運営を行っている。

エ. 稲毛ヨットハーバー管理運営事業

稲毛ヨットハーバーの管理運営、セーリング区域の監視業務を行っている。

(2) 特別会計

ア. ヨット陸置事業

ヨット陸置、ヨット縦置、艇陸置場（持ち込み利用）の利用による収入を得ている。

イ. ヨット貸出事業

ヨットの貸出による収入を得ている。

ウ. 付帯設備事業

ロッカー（船具ロッカー・コインロッカー）、揚降機、水道（洗艇・シャワー）、会議室、駐車場、修理庫、係留用浮栈橋、係留用岸壁の利用による収入を得ている。

エ. ボード保管事業

ボード保管を行うことによる収入を得ている。

オ. 売店等運営事業

売店の運営、自動販売機の設置、北谷津温水プールでの水泳帽子販売による収入を得ている。

カ. その他

自動販売機、レストラン、売店の売上歩合、レストラン、売店の光熱水費の徴収等による収入を得ている。

3. 役員等の構成及び職員の配置

スポーツ振興財団の平成15年4月1日現在の組織及び人員は次のとおりである。

なお、3名の常勤役員はいずれも千葉市OBである。

また、職員97名の内訳は、千葉市からの派遣職員23名、プロパー職員63名、嘱託員11名である。

部署等		部署等内訳	人数 (人)
役 員		理事長（非常勤）	1
		副理事長（常勤）	1
		常務理事（常勤）	2
		理事（非常勤）	12
		監事（非常勤）	2
		役員合計	18
評議員		評議員	18
職 員	事務局	事務局長	1
		総務課	10
		企画事業課	8
		施設課	10
		事務局合計	29
	各施設	千葉ポートアリーナ	7
		千葉公園スポーツ施設	8
		青葉の森スポーツプラザ	4
		みつわ台第2公園スポーツ施設	5
		宮野木地区スポーツセンター	4
		古市場公園スポーツ施設	5
		有吉公園スポーツ施設	4
		稲毛海浜公園スポーツ施設	4
		武道館	3
		北谷津温水プール	5
		高洲市民プール	4
		稲毛ヨットハーバー	9
		こてはし温水プール	6
		施設合計	68
	職員合計		97

注. 各施設は組織図上、施設課に属している。

4. 財務の状況

平成11年度から平成15年度までのスポーツ振興財団における会計単位ごとの収支及び財政状態の推移は次のとおりである。

(1) 一般会計

ア. 収支

(単位：千円)

科 目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
I 収入の部					
1 基本財産運用利息収入	385	394	175	19	322
2 事業収入	1,472,769	1,445,866	1,472,087	1,518,666	1,516,082
(1) 受託事業費収入	113,617	134,487	135,728	144,299	154,773
(2) 受託施設管理費収入	1,359,152	1,311,379	1,276,663	1,321,959	1,297,059
(3) 利用料金収入	0	0	59,696	52,408	64,250
3 補助金収入	217,075	208,474	230,972	246,631	218,787
(1) 地方公共団体補助金収入	215,885	207,054	229,692	245,411	217,447
(2) 民間助成金収入	1,190	1,420	1,280	1,220	1,340
4 負担金収入	3,127	3,826	3,807	4,007	3,460
5 寄付金収入	10	80	0	10	55
6 諸収入	1,033	898	760	908	1,176
(1) 受取利息収入	351	372	111	6	4
(2) 雑収入	682	526	649	902	1,172
7 特別会計分担金収入	0	0	0	2,191	0
当期収入合計 (A)	1,694,399	1,659,538	1,707,801	1,772,432	1,739,882
前期繰越収支差額	36,382	35,812	33,614	49,052	55,377
収入合計 (B)	1,730,782	1,695,350	1,741,415	1,821,484	1,795,259
II 支出の部					
1 事業費	1,568,109	1,536,373	1,551,860	1,619,139	1,571,147
(1) スポーツ振興事業費	15,547	16,508	17,433	20,602	14,746
(2) 海洋思想普及事業費	20,049	13,420	3,167	2,478	3,261
(3) 受託事業費	31,239	38,810	38,056	40,168	55,627
(4) 受託施設管理費	746,906	731,815	721,925	746,910	712,525
(5) ハーバー管理運営事業費	20,260	19,196	36,805	28,647	32,726
(6) 職員費	734,109	716,624	734,474	780,334	752,262
2 管理費	120,663	119,338	132,095	131,918	125,987
(1) 役員費	21,017	18,554	28,834	23,066	22,920
(2) 職員費	83,385	84,789	84,668	89,185	88,311
(3) 事務管理費	16,261	15,994	18,593	19,667	14,756
3 特定預金支出	6,198	6,025	6,408	13,050	9,736
(1) 退職給与引当預金支出	6,157	5,999	6,408	13,050	9,736
(2) 減価償却引当預金支出	41	26	0	0	0
4 特別会計繰入金支出	0	0	2,000	2,000	6,453
当期支出合計 (C)	1,694,970	1,661,736	1,692,363	1,766,107	1,713,323
当期収支差額 (A) - (C)	△ 570	△ 2,199	15,439	6,325	26,559
次期繰越収支差額 (B) - (C)	35,812	33,614	49,052	55,377	81,936

一般会計の収支は、利用料金制度が導入されている千葉ポートアリーナの受託施設管理を除き、ほぼ均衡するように予算が編成される。

平成 13 年度より千葉ポートアリーナについて利用料金制度が導入され、これに係る収入が事業収入の内訳科目である利用料金収入に記載されることとなった。

利用料金制度導入後は、千葉ポートアリーナの利用料金の増減により、収支にプラスマイナスが生じることとなった。

平成 13 年度以降の当期収支差額は、千葉ポートアリーナの受託施設管理に係る収支から特別会計繰入金支出を控除したものにほぼ見合っている。

平成 13 年度以降発生している特別会計繰入金支出は、一般会計から特別会計の収支の悪化を補填するためのものである。

イ. 財政状態

(単位：千円)

科 目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
I 資産の部					
1 流動資産					
(1) 現金	11,151	870	697	995	1,129
(2) 普通預金	161,291	179,001	161,132	197,270	241,212
(3) 未収金	0	9	2,763	2,262	2,476
(4) 立替金	0	435	0	0	1
(5) 特別会計短期貸付金	5,852	7,904	5,906	5,619	5,525
流動資産合計	178,294	188,219	170,498	206,146	250,343
2 固定資産					
(1) 基本財産定期預金	220,000	220,000	220,000	220,000	19,710
(2) 基本財産有価証券	0	0	0	0	200,290
(3) 什器備品	1,777	569	320	205	205
(4) 電話加入権	651	1,041	1,041	1,041	1,041
(5) 投資有価証券	477	477	477	477	477
(6) 退職給与引当預金	36,949	44,457	50,865	63,915	73,092
(7) 減価償却引当預金	3,240	3,265	3,265	3,265	3,265
(8) 特別会計長期貸付金	99,283	97,384	97,384	95,194	95,194
固定資産合計	362,377	367,193	373,352	384,097	393,274
資産合計	540,671	555,412	543,850	590,243	643,617
II 負債の部					
1 流動負債					
(1) 未払金	137,839	149,923	115,771	145,709	163,496
(2) 預り金	4,642	4,683	5,674	5,060	4,911
流動負債合計	142,481	154,606	121,445	150,769	168,407
2 固定負債					
(1) 退職給与引当金	36,949	44,457	53,037	75,781	96,478
固定負債合計	36,949	44,457	53,037	75,781	96,478
負債合計	179,430	199,063	174,482	226,550	264,885
III 正味財産の部					
正味財産	361,241	356,349	369,368	363,693	378,732
(うち基本財産)	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
(うち当期正味財産増加額)	△ 344	△ 4,892	13,019	△ 5,675	15,039
負債及び正味財産合計	540,671	555,412	543,850	590,243	643,617

一般会計の貸借対照表科目のうち、特別会計短期貸付金は、特別会計での福利厚生等に関する支払資金の不足分を一時的に立替したもので、翌年度には精算されている。

また、特別会計長期貸付金は、平成 8 年度に財団法人千葉市海洋スポーツ協会を統合した際に、同協会から受入れた資産をまず、一般会計で受入処理し、稲毛ヨットハーバーに係る事業のうち収益事業を行う特別会計で使用する資産を、一般会計から特別会計へ貸出すという会計処理を行った結果生じたものである。

(2) 特別会計

ア. 収支

(単位：千円)

科 目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
I 収入の部					
1 事業収入	109,456	86,664	79,390	71,410	67,811
(1) ヨット保管事業収入	45,656	40,872	35,284	31,386	29,595
(2) ヨット貸出事業収入	4,719	3,817	4,099	2,790	3,040
(3) ハーバー附帯設備使用料収入	25,740	23,231	22,330	20,913	20,826
(4) ボード保管事業収入	13,266	12,256	11,216	10,838	9,803
(5) 売店事業収入	7,768	6,488	6,461	5,483	4,547
(6) 大相撲地方巡業協力収入	12,307	0	0	0	0
2 諸収入	6,883	4,920	5,526	6,123	6,334
(1) 売上歩合収入	3,227	2,176	2,572	3,197	3,641
(2) 受取利息収入	184	195	75	8	4
(3) 雑収入	3,472	2,549	2,879	2,918	2,689
3 特定預金取崩収入	0	1,166	0	2,191	0
(1) 退職給与引当預金取崩収入	0	0	0	2,191	0
(2) 減価償却引当預金取崩収入	0	1,166	0	0	0
4 一般会計繰入金収入	0	0	2,000	2,000	6,453
当期収入合計 (A)	116,339	92,750	86,916	81,724	80,598
前期繰越収支差額	1,408	2,166	2,243	5,380	3,290
収入合計 (B)	117,748	94,916	89,158	87,104	83,888
II 支出の部					
1 事業費	113,577	91,164	83,298	81,270	78,371
(1) ハーバー管理運営事業費	47,741	46,164	43,582	41,270	38,790
(2) ボード保管事業費	1,578	1,498	1,538	1,296	1,145
(3) 売店事業費	4,975	4,100	4,254	3,254	2,074
(4) 大相撲地方巡業協力事業費	11,643	0	0	0	0
(5) 職員費	47,640	39,402	33,924	35,450	36,362
2 固定資産取得支出	76	1,165	0	0	0
(1) 什器備品購入支出	0	1,165	0	0	0
(2) 電話加入権購入支出	76	0	0	0	0
3 特定預金支出	1,929	344	480	353	378
(1) 退職給与引当預金支出	560	344	480	353	378
(2) 減価償却引当預金支出	1,369	0	0	0	0
4 一般会計分担金支出	0	0	0	2,191	0
当期支出合計 (C)	115,582	92,673	83,778	83,814	78,749
当期収支差額 (A) - (C)	757	77	3,138	△ 2,090	1,849
次期繰越収支差額 (B) - (C)	2,166	2,243	5,380	3,290	5,139

特別会計は、稲毛ヨットハーバーに係る事業等のうち、収益事業に係る収支が経理されている。

稲毛ヨットハーバー収益事業の柱は、ヨット陸置事業によるヨット保管事業収入であるが、この利用者が平成 6 年度を境に減少していることにより、特別会計の収支の状況が悪化したため、平成 13 年度から一般会計より繰入金収入を得ている。

イ. 財政状態

(単位：千円)

科 目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
I 資産の部					
1 流動資産					
(1) 現金	391	388	393	223	172
(2) 普通預金	3,769	5,373	6,897	4,964	6,047
(3) 売店商品	258	264	299	142	19
(4) 未収金	8,026	8,520	6,737	7,119	7,408
流動資産合計	12,444	14,545	14,326	12,448	13,646
2 固定資産					
(1) 車両運搬具	464	464	464	464	464
(2) 什器備品	18,182	16,339	13,983	12,313	11,026
(3) 電話加入権	465	76	76	76	76
(4) 退職給与引当預金	4,603	3,437	3,917	2,080	3,016
(5) 減価償却引当預金	80,606	79,441	79,441	79,441	79,441
固定資産合計	104,320	99,757	97,881	94,374	94,023
資産合計	116,764	114,302	112,207	106,821	107,669
II 負債の部					
1 流動負債					
(1) 未払金	4,110	4,100	2,682	3,390	2,918
(2) 預り金	57	35	59	7	45
(3) 一般会計短期借入金	5,852	7,904	5,906	5,619	5,525
流動負債合計	10,019	12,039	8,647	9,016	8,488
2 固定負債					
(1) 退職給与引当金	4,603	3,437	3,917	2,439	3,815
(2) 一般会計長期借入金	99,283	97,384	97,384	95,194	95,194
固定負債合計	103,886	100,821	101,301	97,633	99,009
負債合計	113,905	112,860	109,948	106,649	107,497
III 正味財産の部					
正味財産	2,859	1,442	2,259	172	172
(うち基本財産)	0	0	0	0	0
(うち当期正味財産増加額)	△ 1,410	△ 1,417	817	△ 2,087	0
負債及び正味財産合計	116,764	114,302	112,207	106,821	107,669

特別会計の貸借対照表科目のうち、一般会計短期借入金は、一般会計の特別会計短期貸付金に対応するものである。

また、特別会計長期借入金は、一般会計の特別会計長期貸付金に対応するものである。

第3 外部監査の結果

1. 収入取引

(1) 収入取引の概要

スポーツ振興財団の運営にかかる収入の種類は決算書上は大きく次の3つの形態に分類される。

ア. 一般会計の収入に区分されるもの（千葉市からの委託料が含まれる）

イ. 特別会計の収入に区分されるもの（稲毛ヨットハーバー等）

ウ. 千葉市から受託した収納業務にかかる施設使用料・利用料にかかるもの（徴収金は千葉市指定の金融機関に納付するため、千葉市スポーツ振興財団の決算書には反映されない）

これを簡略して図に示すと以下のようになる。



(2) 収入の種類別の概要

ア. 一般会計の収入に区分されるもの

(ア) 収入の推移

平成 11 年度から平成 15 年度までの一般会計の収入に区分されるものの推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
基本財産運用利息収入	385	394	175	19	322
事業収入	1,472,769	1,445,866	1,472,087	1,518,666	1,516,082
社体受託事業収入	113,617	134,487	135,728	144,299	154,773
社体受託施設収入	914,773	881,698	910,022	910,273	902,296
公園施設委託料	136,691	134,269	129,454	168,721	149,914
ポートアリーナ委託料	307,688	295,412	237,187	242,965	244,849
利用料金収入(注)	(52,465)	(50,685)	59,696	52,408	64,250
補助金等収入	217,075	208,474	230,972	246,631	218,787
地方公共団体補助金収入	215,885	207,054	229,692	245,411	217,447
民間助成金収入	1,190	1,420	1,280	1,220	1,340
負担金収入	3,127	3,826	3,807	4,007	3,460
寄付金収入	10	80	-	10	55
諸収入	1,033	898	760	908	1,176
受取利息収入	351	372	111	6	4
雑収入	682	526	649	902	1,172
特別会計分担金収入	-	-	-	2,191	-
当期収入合計	1,694,399	1,659,538	1,707,801	1,772,432	1,739,882

注. 平成 11、12 年度は利用料金制度導入前であり、受託した収納業務にかかる施設利用料金として千葉市に収納され、スポーツ振興財団の決算書に反映されない(参考のため括弧書きで収納金額を記載)。

事業収入のうち、社体受託事業収入、社体受託施設収入、公園施設委託料、ポートアリーナ委託料は千葉市との契約に基づく事業及び各施設、公園施設の管理の受託の対価である。

一方、利用料金収入は千葉ポートアリーナの施設利用料金である。

平成 12 年度以前は千葉ポートアリーナの料金も「ウ. 受託した収納業務にかかる施設使用料・利用料」として千葉市に収納されていた。

しかし平成 11 年度実績から対前年度比で 10%を超える減少となっている状況であった。

そこで千葉市は、千葉ポートアリーナがイベントの誘致等により利用の増進を図ることになりむ施設であることから、弾力的な料金体系の導入や積極的な誘致活動等、スポーツ振興財団の経営努力を促すため、利用料金制度を導入することに伴い、決算書上、平成 13 年度から一般会計の収入として計上されることとなったものである。

補助金収入の内訳は、千葉市からの補助金である地方公共団体補助金収入、一般の民間からの助成金である民間助成金である。地方公共団体補助金収入 217 百万円のうち、111

百万円が人件費であり、管理費としての役員費計 23 百万円、総務関係の職員費 88 百万円がその対象となっている。

(イ) 千葉ポートアリーナ利用料金表（メインアリーナのみ）（参考資料）

（千葉市スポーツ振興財団 HP より抜粋）

a. メインアリーナ専用利用料金（平日）

（単位：円）

区分		アマチュアスポーツに使用する場合												
		入場料の類を徴収しない場合												入場料の類を徴収する場合
		一 般				中・高校生				小学生以下				興行を目的としない行事（アマチュアスポーツ、レクリエーション等）に使用する場合）
		全面使用	2/3 使用	1/2 使用	1/3 使用	全面使用	2/3 使用	1/2 使用	1/3 使用	全面使用	2/3 使用	1/2 使用	1/3 使用	
時間	9:00～13:00	15,250	10,500	7,870	5,250	7,800	5,200	3,900	2,600	5,100	3,400	2,550	1,700	94,500
	13:00～17:00	18,360	12,240	9,180	6,120	9,100	6,070	4,550	3,030	6,100	4,070	3,050	2,030	110,250
	17:00～21:00	18,360	12,240	9,180	6,120	9,100	6,070	4,550	3,030	6,100	4,070	3,050	2,030	110,250
	9:00～21:00	52,470	34,980	26,230	17,490	26,000	17,340	13,000	8,660	17,300	11,540	8,650	5,760	315,000

区 分		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		
		入場料の類を徴収しない場合		入場料の類を徴収する場合
		見本市、商品展示会、その他営利、宣伝を目的とする行事を行うとき	各種集会、催し、その他これらに類する行事を行うとき	興行を目的とする行事（プロスポーツ、コンサート等）に使用する場合）
時間	9:00～13:00	189,000		378,000
	13:00～17:00	220,500		441,000
	17:00～21:00	220,500		441,000
	9:00～21:00	630,000		1,260,000

b. メインアリーナ専用利用料金（土・日・祝日）

（単位：円）

区分		アマチュアスポーツに使用する場合												
		入場料の類を徴収しない場合												入場料の類を徴収する場合
		一 般				中・高校生				小学生以下				興行を目的としない行事（アマチュアスポーツ、レクリエーション等）に使用する場合）
		全面使用	2/3 使用	1/2 使用	1/3 使用	全面使用	2/3 使用	1/2 使用	1/3 使用	全面使用	2/3 使用	1/2 使用	1/3 使用	
時間	9:00～13:00	18,900	12,600	9,450	6,300	9,360	6,240	4,680	3,120	6,120	4,080	3,060	2,040	113,400
	13:00～17:00	22,030	14,690	11,010	7,340	10,920	7,280	5,460	3,640	7,320	4,880	3,660	2,440	132,300
	17:00～21:00	22,030	14,690	11,010	7,340	10,920	7,280	5,460	3,640	7,320	4,880	3,660	2,440	132,300
	9:00～21:00	62,960	41,980	31,470	20,980	31,200	20,800	15,600	10,400	20,760	13,840	10,380	6,920	378,000

区 分		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		
		入場料の類を徴収しない場合		入場料の類を徴収する場合
		見本市、商品展示会、その他営利、宣伝を目的とする行事を行うとき	各種集会、催し、その他これらに類する行事を行うとき	興行を目的とする行事（プロスポーツ、コンサート等に使用する場合）
時間	9:00～13:00	226,800	170,100	453,600
	13:00～17:00	264,600	198,430	529,200
	17:00～21:00	264,600	198,430	529,200
	9:00～21:00	756,000	566,960	1,512,000

イ．特別会計の収入に区分されるもの

（ア）収入の推移

平成 11 年度から平成 15 年度までの特別会計の収入に区分されるものの推移は、次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業収入	109,456	86,664	79,390	71,410	67,811
ヨット保管事業収入	45,656	40,872	35,284	31,386	29,595
ヨット貸出事業収入	4,719	3,817	4,099	2,790	3,040
駐車場利用料収入	21,075	18,640	18,121	16,959	16,968
その他付帯設備収入	4,665	4,591	4,209	3,954	3,858
ボード保管事業収入	13,266	12,256	11,216	10,838	9,803
売店事業収入	7,768	6,488	6,461	5,483	4,547
大相撲地方巡業協力収入	12,307	-	-	-	-
諸収入	6,883	4,920	5,526	6,123	6,334
売上歩合収入	3,227	2,176	2,572	3,197	3,641
受取利息収入	184	195	75	8	4
雑収入	3,472	2,549	2,879	2,918	2,689
特定預金取崩収入	-	1,166	-	2,191	-
退職給与引当預金取崩収入	-	-	-	2,191	-
減価償却引当預金取崩収入	-	1,166	-	-	-
一般会計繰入金収入	-	-	2,000	2,000	6,453
当期収入合計	116,339	92,750	86,916	81,724	80,598

スポーツ振興財団では稲毛ヨットハーバーの事業のうち、スポーツイベント、講演会・講習会、及びヨット普及教室といった海洋思想普及事業については公益事業として一般会計の範疇として処理している。

これに対しヨット保管事業等については収益事業として、その収入を特別会計の範疇として処理している。なお、事業収入は年々減少傾向にある。

(イ) 稲毛ヨットハーバー利用料金表：艇陸置利用料（ディンギーヨット）、貸ヨット利用料のみ

(千葉県スポーツ振興財団 HP より抜粋)

a. 艇陸置利用料（ディンギーヨット）

(単位：円)

区 分	県内に住所を有する者			県内に住所を有するもの以外の者		
	1月未満	1月以上 1年未満	1年間	1月未満	1月以上 1年未満	1年間
	1日につき	1月につき		1日につき	1月につき	
4メートル以内の艇	680	9,380	108,150	800	11,210	129,780
4メートルを超え 5メートル以内の艇	910	13,960	144,210	1,080	16,820	173,050
5メートルを超え 6メートル以内の艇	1,250	18,070	204,290	1,480	21,620	245,150

b. 貸ヨット利用料

(単位：円)

区 分	1日・1回につき			
	トッパー	シーホッパー	F J・Y15・シカーラ	ディセーラー
一 般	4,580	5,720	6,860	9,150
学 生	2,280	2,850	3,430	4,580

ウ. 受託した収納業務にかかる施設使用料・利用料

普通地方公共団体は、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項の規定（「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」）による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができるとしている（地方自治法第 225 条）。

また使用料に定める事項については、条例で定めることになっている（地方自治法第 228 条）。千葉市から管理の委託を受けた受託施設について、その施設利用料は直接千葉市の指定する金融機関に納入されるため、スポーツ振興財団の決算書上は反映されない。

（ア）収入の推移

平成 11 年度から平成 15 年度までの受託した収納業務にかかる施設使用料・利用料に区分されるものの推移は、次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
千葉ポートアリーナ	55,054	50,849	59,805	52,599	64,344
千葉公園スポーツ施設	14,002	14,324	13,150	14,136	8,515
青葉の森スポーツプラザ	6,078	6,063	7,455	7,376	7,646
みつわ台第 2 公園スポーツ施設	7,359	7,379	7,670	7,943	7,926
宮野木地区スポーツセンター	6,932	6,509	6,257	6,379	6,709
古市場公園スポーツ施設	7,585	7,224	7,049	6,994	7,186
有吉公園スポーツ施設	5,517	5,576	5,294	5,245	4,828
稲毛海浜公園スポーツ施設	12,528	11,856	11,186	13,154	12,374
武道館	1,607	1,674	1,746	1,941	2,262
北谷津温水プール	24,568	17,629	16,851	18,901	18,244
高洲市民プール	8,161	8,468	7,784	8,105	7,983
こてはし温水プール	86,656	81,713	68,982	63,094	64,053
合 計	236,047	219,264	213,229	205,867	212,070

注. こてはし温水プールの平成 15 年度の施設使用料・利用料には平成 15 年度から有料となった犢橋公園野球場に係る収入が含まれる。

（イ）こてはし温水プールの使用料金表：プール使用料のみ

（千葉市スポーツ振興財団 HP より抜粋）

（単位：円）

区 分	2 時間まで	超過 1 時間につき	回数券 11 枚つづり	ロッカー代
一般	300	150	3,000	一回につき 10 円
中・高校生	200	100	2,000	
小学生以下	100	50	1,000	

備考 30 人以上の団体使用の場合は、1 割引とする。

(3) 千葉市からの委託料収入徴収手続の適法性

(a) 概要

一般会計の事業収入のうち、千葉市からの各施設の管理委託契約に基づく委託料は、各施設の担当者が千葉市に予算の要求を行った結果、千葉市条例に基づき一年ごとに締結する委託契約書により決定される。

スポーツ振興財団が千葉市からの管理委託に基づき管理を行う施設は、千葉市教育委員会社会体育課及び都市局公園管理課が所管となっている。

(b) 実施手続

一般会計の事業収入のうち、利用料金収入を除く社体受託事業収入、社体受託施設収入、公園施設委託料、ポート委託料について、担当者に手続きを聴取した。また根拠条例となる「千葉市体育施設設置管理条例」「千葉市都市公園条例」「青葉の森スポーツプラザ管理条例」を査閲した。また、平成 15 年度の「千葉市体育施設管理等委託契約書」「千葉ポートアリーナ管理等委託契約書」「都市公園施設及び青葉の森スポーツプラザの管理等委託契約書」を入手し、収入金額の適法性を確認した。

(c) 結果

上記検討の結果、指摘すべき事項はない。

(4) 委託料収入以外の収入取引の手続の妥当性

(a) 概要

一般会計の事業収入である千葉ポートアリーナの利用料金収入、特別会計の事業収入、受託した収納業務にかかる施設使用料・利用料は、一般使用者から徴収した使用料である。

他に、主な委託料収入以外の収入としては、一般会計の補助金等収入がある。

(b) 実施手続

ア. 一般会計の収入

金額的重要性から、利用料金収入と地方公共団体補助金収入について担当者に徴収手続を聴取した。利用料金収入については千葉ポートアリーナに現場視察に赴き、利用者の申請書、千葉市が発行する許可書、使用券の使用状況を確認した。

イ. 特別会計の収入

金額的重要性からヨット保管事業収入、ハーバー附帯設備利用料金収入（駐車場収入、コインロッカー収入他）について稲毛ヨットハーバーに現場視察に赴き、担当者に手続を聴取した。またヨット保管事業収入について、利用者からの申請書「千葉市稲毛ヨットハーバー艇陸置場・係留用浮桟橋利用許可申請書」を抽出し、規程で定められた利用料金を徴収していることについて確認した。駐車場収入については、駐車場受付の担当者が作成する一日の実績である「駐車場日計」、及び一日のヨットハーバーの収入の実績である「日

計メモ」、駐車場入場券の見本及び領収書をサンプルで抽出し、不備の有無を確認した。

ウ. 受託した収納業務にかかる施設使用料・利用料

金額的重要性から任意にてはし温水プール、千葉公園について現場視察に赴き、担当者に手続を聴取した。また施設使用料・利用料の証憑をサンプルで入手し、回数券の現物実査を行った。

(c) 結果

ア. 一般会計の収入

(ア) 千葉ポートアリーナの滞留未収入金 [意見]

千葉ポートアリーナにおいて、平成 16 年 3 月末時点において、以下の未収入金が、1 年以上滞留している。

相手先	金額(単位：千円)	開催日
I. A社	1,020	平成 13 年 9 月 14 日～16 日
II. B社	45	平成 15 年 2 月 28 日
合 計	1,065	

通常、千葉ポートアリーナでは利用料金徴収にあたっては、原則として料金を前払いで受けている。しかし開催前に利用料金を確定することが不可能な場合（当日の椅子利用数等の把握等）、後日金額を集計して確定した後に、請求書を送付して銀行の振込みを要求するという方法が採られる。

I についてはイベントの開催時期に不利な点があったことと業界の不況に伴う参加者の減少により、A社が資金繰りに困窮したことが原因である。実際の請求額は 2,900 千円、支払が 1,880 千円であり残額の 1,020 千円が平成 16 年 3 月末までに滞留となっている。平成 16 年 3 月末以降、6、7、11 月に 10 千円ずつ入金があるが、担当者によれば全額回収は非常に困難であるという認識である。

相手先の財政状態を事前に把握し、財政状態に不安がある相手先については、利用料金総額のうち確定している分だけでも前金で受ける等の対策が必要であると考ええる。

II についてはB社が破産宣告を受け全額の回収は不可能である。当該案件は利用料金のうち確定分は前受けしており、興行の開催当日に発生した諸経費分のみである。

(イ) 領収書にかかる規程の必要性 [意見]

千葉公園では、使用料金を収納した時希望者について領収書を発行することがある。しかし、領収書の発行及び管理方法について詳細な規程が設けられていない。通常、領収書の発行、管理として以下のものが考えられる。

- ①領収書控に実際と異なる金額等を記入されるのを防ぐため、複写式にする
- ②二重発行を防止するため、書き損じの領収書も保管する
- ③未使用分についての不正を防ぐため連番管理する。

少なくとも、上記事項が盛り込まれた規程の整備が必要と考えられる。

(ウ) 領収書の発行、管理方法 [意見]

千葉公園で使用している領収書を査閲したところ、連番管理がなされていないかった。連番管理を実施している場合、当該領収書と入金金額を紐付きで把握することができる。すなわち、領収書控を破棄して入金金額を着服したとしても番号が飛ぶため、異常があることがわかるという利点がある。

各施設で領収書を入手した時点であらかじめ全ての領収書に連番を付すことが有効と考えられる。

イ. 特別会計の収入

(ア) 駐車場料金の根拠証憑の未入手 [意見]

稲毛ヨットハーバーでは、駐車場料金の徴収事務について千葉船業協同組合に委託を行っている。稲毛ヨットハーバーの駐車場の管理にあたっては、「稲毛ヨットハーバー駐車場管理規程」に従うように定められている。

徴収手続としては、まずスポーツ振興財団は連番を付した未使用の駐車券（利用者に渡す本券と手許に保管する控が一体となっている）を千葉船業協同組合に預ける。市民等から駐車場利用申し込みを受けた際には、駐車券の本券に受付印を付して利用者に渡し、普通車、マイクロバス、大型車別に設定された利用料金を徴収する。

事務所では、駐車券の利用状況を記載した「駐車場日計」と呼ばれる報告書と徴収した駐車料金の残高を確認しているのみで、使用済み駐車券控及び未使用の駐車券の提示は特に受けていない。すなわち、一日分の使用済み駐車券控の最初と最後の No、車の種類別の利用台数、徴収した料金を記載した「駐車場日計」を受けてこれを基に収入手続を行っているのみとなっている。

以上のような現状では、駐車券控及び未使用の駐車券を回収していないことにより、「駐車場日計」上の利用枚数の記載に誤謬があった場合でも、現在稲毛ヨットハーバーが採用している手続ではその誤謬を発見することが困難な状態である。

従って、ヨットハーバーは駐車券控及び未使用駐車券を「駐車場日計」に添付して提出させ、利用の客観的事実を示す駐車券控と「駐車場日計」を照合させる手続を実施し、「駐車場日計」が適切に作成されているか確認する作業が必要である。

(イ) コインロッカー料金の回収手続の方法 [意見]

稲毛ヨットハーバーに設置してあるコインロッカーの利用料金は、一回につきロッカーの保管サイズの違いにより 100 円・200 円となっている。コインロッカーについては一ヶ月に一度、月末に現金の回収を行い、事務所において収入額を算定して調定事務を行っている。金額的には比較的少額であり、平成 15 年度の実績は 202 千円程である。

コインロッカーの現金回収手続においては、ヨットハーバーの職員が 1 人で行っている。スポーツ振興財団では、平成 15 年 8 月 11 日より運用を行っている「使用料及び利用料金の取扱基準」で「第 5 条 取扱基準・・・1 事務は、原則として 2 名以上で取扱う（牽制機能の確保）。」と定められている。担当者によれば通常、事務所では 2～3 人で

事務を行っており、人数が少ないことを理由としているが、受付時間外で回収作業を行えば解決される問題であると考える。上記のとおり金額的には少額であるが、1人で回収作業を行うのではなく、原則どおり2人で回収作業を行い、回収実績に2人のサインを記載する等の手続を定めることが望ましい。

ウ. 受託した収納業務にかかる施設使用料・利用料

上記検討の結果、指摘すべき事項はない。

2. 業務委託契約

(1) 業務委託契約の概要

スポーツ振興財団では業務について、専門家に委託することにより円滑かつ適正な業務の遂行、効率的かつ経済的な実施を図るため、外部の業者に委託を行っている。主な委託業務の種類は以下のとおりである。

委託業務	内 容
建物管理業務	建物設備運転管理、衛生管理等
労働者派遣業務	トレーニング室・体力測定室の指導、プールの監視等
設備保守業務	建物設備（消防設備、自動ドア、空調等）の保守点検
施設保全業務	球技場・野球場の芝生管理、庭球場整備、一般区域の管理等
清掃業務	建物及び設備等（受水槽、浄化槽等）の清掃
警備業務	機械警備及び人為警備

委託契約に係る支出は、決算報告書上、主に「1事業費」の「(2)受託事業費」及び「(3)受託施設管理費」として計上される。平成11年度から平成15年度における上記費目に含まれる業務内容別の内訳は、以下のとおりである（一般会計のみ）。

(単位：千円)

委託業務	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
建物管理業務	208,407	195,593	190,002	190,074	182,837
労働者派遣業務	102,779	107,202	99,060	105,774	98,826
設備保守業務	59,611	53,218	56,796	49,149	53,601
施設保全業務（注）	19,584	19,763	18,341	56,935	52,684
清掃業務	61,082	55,925	55,172	52,323	49,660
警備業務	49,713	46,271	46,464	46,014	45,131
その他	29,142	25,722	21,140	21,715	28,475
合 計	530,318	503,694	486,975	521,984	511,214

注. 施設保全業務の委託業務が平成14年度から著しく増加しているのは、稲毛海浜公園球技場が2002年サッカーワールドカップのアイランドチームのキャンプ地となり、芝生について特別な管理が必要となり、諸経費が増加したためである。

(2) 業務委託契約における契約手続の適切性

(a) 概要

上記のとおり委託契約のうち、建物管理業務、労働者派遣業務、設備保守業務、清掃業務、警備業務等については、それぞれ比較的金額が多額となることが通常である。またこれらの業務については労働者派遣業務、設備保守業務を除き、特に関与する施設について

特有の知識が必要となるものではないことが通常である。

(b) 実施手続

委託契約に係る以下の手続の合規性及び妥当性を検討した。

①委託契約手続

②委託業務実績の集計手続

上記の処理手続の妥当性を確かめるため、担当者から委託契約の締結に係る方針及び業務手続につき説明を聴取し、決裁伺書、見積書、入札調書、支出負担行為伺書、各種契約書、請求書、支出回議書等の関連する帳票を査閲した。その結果、以下の事項が判明した。

(c) 結果

ア. 契約の方法について〔指摘事項〕

「財団法人千葉市スポーツ振興財団財務規程」（以下、「規程」という。）によれば、契約は一般競争入札が原則であることを前提として、次のように定めている。

第5章 契約

(指名競争入札)

第 33 条

1 (省略)

2 契約担当者は、指名競争入札によろうとするときは、なるべく 5 人以上の入札者を指名しなければならない。

(随意契約)

第 34 条

1 前条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、随意契約によることができる。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表左欄に掲げる契約に応じ、同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

契約の種類	額
1 工事又は製造の請負	2,500,000 円
2 財産の買入	1,600,000 円
3 物品の借入	800,000 円
4 財産の売払い	500,000 円
5 物件の貸付	300,000 円
6 1～5 に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

(2) ～ (5) (省略)

しかしながら、平成 15 年度のスポーツ振興財団の委託契約における契約方法の実績の内訳は、以下のとおりである（特別会計含む）。

契約方法	件数	執行額計（単位：千円）
一般競争入札	0	0
指名競争入札	11	38,834
随意契約	182	490,537
合 計	193	529,371

本来、原則的な契約方法である一般競争入札が 1 件も実施されておらず、指名競争入札も 11 件しか実施されていない。また指名競争入札の件数も、当該表は複数の施設を一括で契約したものについて、各施設につき 1 件として集計したものであり、実際に指名競争入札として実施されたのは、以下の 4 件だけである。

委託内容	執行金額 (単位：千円)	備 考
薬剤散布業務	4,168	7 施設分一括で実施
球技場芝管理業務	26,754	稲毛海浜公園スポーツ施設
植栽管理業務	6,667	2 施設分一括で実施
清掃業務	1,244	若葉球技場
合 計	38,833	

上記随意契約の中には、メンテナンスについて設備の設置会社しか行えないため、当該企業 1 社に対してのみ随意契約を実施するといった正当性が認められるものもある。しかし当該規程の趣旨は、そもそも契約に当たり競争原理を働かせることにより効率的な運営を行おうとするものである。たとえ契約金額が規程第 34 条第 1 項第 1 号の 6 に従い 1,000 千円以下であっても、一般競争入札または指名競争入札を行うことが望ましい。

さらに入札方法も、施設ごとに委託契約を締結するのではなく、上記表における薬剤散布業務、植栽管理業務のように複数の施設一括で実施の方が手続の煩雑さを回避でき、またスポーツ振興財団全体のコストを削減できるとも考えられる。

イ. 委託料の決定方法について [指摘事項]

一般会計における平成 15 年度に契約金額が 10,000 千円以上の契約について（全 7 件）、平成 12 年度から平成 14 年度の委託先業者の推移を調査した。結果は以下のとおりである。

（金額の単位：千円）

（落札率：％）

（ア）こてはし温水プール プール監視業務

年度	落札業者	契約方法	業者数	予定価格	落札額	落札率
12	C 社	随意契約	1	78,000	76,650	98.3
13	C 社	随意契約	1	77,283	76,650	99.2
14	C 社	入札	5	76,700	76,545	99.8
15	C 社	随意契約	1	70,770	70,650	99.8

（イ）こてはし温水プール 警備業務

年度	落札業者	契約方法	業者数	予定価格	落札額	落札率
12	D 社	随意契約	1	10,420	10,395	99.8
13	D 社	随意契約	1	12,982	11,999	92.4
14	D 社	入札	5	11,876	11,781	99.2
15	D 社	随意契約	1	10,868	10,839	99.7

（ウ）こてはし温水プール 建物設備運転管理業務

年度	落札業者	契約方法	業者数	予定価格	落札額	落札率
12	E 社	随意契約	1	72,424	68,250	94.2
13	E 社	随意契約	1	71,841	68,998	96.0
14	E 社	入札	5	69,049	68,998	99.9
15	E 社	随意契約	1	63,105	63,008	99.9

（エ）こてはし温水プール 清掃業務

年度	落札業者	契約方法	業者数	予定価格	落札額	落札率
12	F 社	随意契約	1	29,999	29,988	99.96
13	F 社	随意契約	1	30,744	30,492	99.2
14	F 社	入札	5	29,421	29,421	100.0
15	F 社	随意契約	1	26,565	26,479	99.7

（オ）千葉ポートアリーナ 警備業務

年度	落札業者	契約方法	業者数	予定価格	落札額	落札率
12	G 社	随意契約	1	26,266	26,266	100.0
13	G 社	随意契約	1	25,110	24,690	98.3
14	G 社	随意契約	1	25,110	24,690	98.3
15	G 社	随意契約	1	25,110	24,690	98.3

(カ) 千葉ポートアリーナ 建物設備運転管理業務

年度	落札業者	契約方法	業者数	予定価格	落札額	落札率
12	H社	随意契約	1	126,630	126,630	100.0
13	H社	随意契約	1	121,349	120,299	99.1
14	H社	随意契約	1	120,299	120,299	100.0
15	H社	随意契約	1	120,299	119,322	99.2

(キ) 千葉ポートアリーナ 体力測定室指導・管理業務

年度	落札業者	契約方法	業者数	予定価格	落札額	落札率
12	I社	随意契約	1	21,465	21,455	99.95
13	I社	入札	7	20,511	12,600	61.4
14	I社	入札	5	20,511	20,139	98.2
15	I社	随意契約	1	20,511	19,898	97.0

以上のように、平成 12 年度から平成 15 年度にかけては上記 7 件の契約についての委託先は落札業者が全く変わっていない。入札等により競争原理が働いた結果と考えるには不自然な結果であり、入札を行っていてもその趣旨が生かされていないように見受けられる。

また、当該 7 件の契約については平成 15 年度は全て選定が 1 社だけの随意契約となっており、複数の見積書の入手がなされていなかった。

規程 34 条 第 2 項では「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により 2 人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要がないと認めたときは、この限りではない。」と定められている。

当該業者 1 社のみが選定された理由を下に記載する（執行額：50,000 千円以上）。

	施 設	内 容	選定理由（要約）
①	こてはし温水プール	プール監視業務	機材を有し、緊急時の対応、衛生の確保が適切である。また使用料の徴収業務についても熟知しており、業務の習熟期間を要しないと思慮される。以上から安定した管理運営、有利な契約が見込める。
②	こてはし温水プール	建物設備運転管理業務	電気・熱源の供給を受けている北清掃工場との連絡・調整を円滑に行っている実績を有している。以上から安定した管理運営、有利な契約が見込める。
③	千葉ポートアリーナ	建物設備運転管理業務	対応できる専門業者全てが、選定された組合に加盟しており競争入札には適さない。 また委託料の削減を目的として業務を細分化した場合は業務の煩雑化を招き、かえって支出の削減にはつながらないと思われる。

①について、機材を有しているのは他社でも同様であり、緊急時の対応、衛生の確保が確保されることについても当該会社のみが実施しえるとは言い難い。また徴収業務についても通常の業者ならば短期間に習熟できると考えられ、これにより即有利な契約が行えるとは言えない。

②について、清掃工場との連絡についても、同様に他社でも期待できると考えられる。

③についても、業務を細分化して業者が専門分野に専念することができ、かえって全体としてのコストは削減することができると考えられる。

以上のように、選定業者を 1 社とする理由について、特段正当性を見出すことはできない。

さらに、上記の表のとおり予定価格と見積額の金額の差を示す指標である落札率（見積書の金額÷予定価格）が平成 13 年度の「千葉ポートアリーナ 体力測定室指導・管理業務」が入札により 61.4%という契約がある以外、過去 4 年間にわたり 92.4%～100.0%と極めて予定価格に近い金額で落札されている。

担当者によれば、予定価格は前年度実績を参考にして決定しているということであるが、業者もこのような予定価格の決定方法を前提として見積書を作成し、結果的にコスト削減の目的を達成していないことが懸念される。

事実、上記の平成 13 年度の「千葉ポートアリーナ 体力測定室指導・管理業務」についても、翌平成 14 年度においても予定価格を前年と同一価格に設定したため、落札額が平成 12 年度以前の水準に戻ってしまい、入札の実施によるコスト削減効果が得られていない。

スポーツ振興財団としても金額 5,000 千円以上の契約について積算にて予定価格を算出しようとしたところ、結果的に前年度を参考にして決定した金額よりも多額となってしまった。結局、平成 15 年度は前年度を参考にした金額を予定価格としたということである。このような結果となったのは、積算の前提条件に問題があると思われる。積算の精度を増し、毎年度業務を見直しながらコスト削減を図ることが必要である。

以上のように、当該 7 件の契約の委託先業者が過去 4 年間にわたり 1 社のみの契約となっていたこと、平成 15 年度は全て選定が 1 社のみの随意契約であること、過去 4 年間に渡り落札率が予定価格と同額か極めて近いものであるといった状況から、総合的に判断し委託先の選定は適切に行われていたとは言い難い。

平成 16 年度にはスポーツ振興財団の自主的判断から契約の決定方法の見直しを行い、上記 7 件についても指名競争入札を実施した。その結果が以下の表である。

施 設	内 容	平成 16 年度 執行額(千円)	対前年比 (千円)	対前年比 (%)
こてはし温水プール	プール監視業務	60,407	▲10,243	▲14.5
こてはし温水プール	警備業務	9,135	▲1,704	▲15.7
こてはし温水プール	建物設備運転管理業務	51,536	▲11,472	▲18.2
こてはし温水プール	清掃業務	22,050	▲4,429	▲16.7
千葉ポートアリーナ	警備業務	22,058	▲2,632	▲10.7
千葉ポートアリーナ	建物設備運転管理業務	115,752	▲3,570	▲3.0
千葉ポートアリーナ	体力測定室指導・管理業務	17,970	▲1,928	▲9.7

実際問題として、平成 16 年度において指名競争入札を実施したことにより明らかに執行額が減少している。平成 15 年度以前と平成 16 年度において当該施設を取り巻く環境は特に大きな変動は無く、執行額の減少という事実からも適切な委託先の選定が行われていたとは言い難い。

今後は、平成 16 年度における指名競争入札の実施によって達成した執行額を削減するという目的を継続的に達成しえるように、次年度以降も、予定価格の算定を適切に行ったうえで、指名競争入札を実施する体制を整える必要がある。

ウ. 複数の業者から入手した見積書と予定価格との比較 [指摘事項]

随意契約 182 件のうち、見積書を複数の業者から入手していたのは 94 件である。この 94 件については規程第 34 条第 2 項の原則規程に基づいて結んでいると判断できる。

第 34 条

第 2 項 随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により 2 人以上のものから見積書を徴することが困難なとき、又はその必要がないと認めたときは、この限りでない。

この規程の趣旨は、見積書を複数の業者から入手することにより最も有利な業者を選定することによりコストの削減をはかるものである。このうち契約金額が 800 千円以上のものについて、その予定価格と各業者から入手した見積書の金額を比較すると以下のようになった。

(金額の単位：円)

(落札率：%)

年度	決定業者	契約方法	予定価格	上段：税込見積書金額 下段：落札率（見積書÷予定価格）				
				① （決定業者）	②	③	④	⑤
（ア）（稲毛海浜公園）屋内練習所清掃業務								
13	J 社	随意	5,229,000	5,229,000				
				100.0				
14	J 社	入札	5,125,000	4,964,400	5,250,000	5,649,000	5,670,000	5,985,000
				96.9	102.4	110.2	110.6	116.8
15	J 社	随意	4,664,000	4,662,000	4,876,200	5,040,000		
				99.96	104.5	108.1		
（イ）（施設課一括）警備業務								
13	K 社	随意	2,537,640	2,537,640				
				100.0				
14	K 社	随意	2,537,640	2,537,640				
				100.0				
15	K 社	随意	2,865,450	2,864,988	3,200,400	3,628,800		
				99.98	111.7	126.6		

年度	決定業者	契約方法	予定価格	上段：税込見積書金額 下段：落札率（見積書÷予定価格）				
				① (決定業者)	②	③	④	⑤
(ウ) (青葉の森 SP) 一般区域管理業務								
13	L社	入札	4,984,386	4,830,000	4,987,500	5,019,000	5,040,000	5,092,500
				96.9	100.1	100.7	101.1	102.2
14	L社	入札	3,990,000	3,969,000	4,032,000	4,095,000	4,168,500	4,200,000
				99.5	101.1	102.6	104.5	105.3
15	L社	随意	3,591,000	3,580,500	3,832,500	3,885,000		
				99.7	106.7	108.2		
(エ) (稲毛海浜公園) 通用ゲート等警備業務								
13	M社	入札	2,586,958	2,399,040	2,506,980	2,593,500	3,057,600	3,412,500
				92.7	96.9	100.3	118.2	131.9
14	N社	入札	2,310,000	2,217,600	2,289,000	3,465,000	3,488,100	3,517,500
				96.0	99.1	150.0	151.0	152.2
15	N社	随意	2,106,300	2,079,000	2,263,800	2,772,000		
				98.7	107.5	131.6		
(オ) (こてはし P) 調整槽保守管理								
13	O社	随意	718,200	718,200	754,950	760,200		
				100.0	105.1	105.8		
14	O社	随意	1,837,729	1,835,820	1,953,000	2,016,000		
				99.9	106.3	109.7		
15	O社	随意	1,785,000	1,764,000	1,953,000	2,016,000		
				98.8	109.4	112.9		
(カ) (宮野木地区 SC) 庭球場整備								
13	P社	随意	1,470,000	1,470,000	1,575,000	1,617,000		
				100.0	107.1	110.0		
14	P社	随意	1,470,000	1,466,850	1,554,000	1,732,500		
				99.8	105.7	117.9		
15	Q社	随意	1,522,500	1,365,000	1,648,500	1,680,000	2,250,000	
				89.7	108.3	110.3	147.8	
(キ) (ヨットハーバー) 空調設備保守委託								
13	R社	随意	1,300,950	1,281,000				
				98.5				
14	R社	随意	1,281,000	1,276,800				
				99.7				
15	R社	随意	1,254,168	1,253,700	1,312,500	1,360,000		
				99.97	104.7	108.4		

年度	決定業者	契約方法	予定価格	上段：税込見積書金額 下段：落札率（見積書÷予定価格）				
				① (決定業者)	②	③	④	⑤
(ク)（青葉の森 SP）公衆便所清掃								
13	S 社	随意	892,080	892,080	922,320	1,058,400		
				100.0	103.4	118.6		
14	S 社	随意	892,080	879,690	969,150	1,043,700		
				98.6	108.6	117.0		
15	S 社	随意	892,080	864,612	903,105	1,036,350		
				96.9	101.2	116.2		

注. 宮野木地区スポーツセンター、武道館等、6 施設について一括で契約を締結したものである。

上記の基準に従って抽出した契約につき、予定価格と見積書金額を比較したところ、表のようにある一定の傾向が見られる。すなわち、平成 15 年度においては予定価格以下で見積金額を提示した業者は、結果として落札した業者だけであり、他の業者は全て予定価格を上回っているという不自然な状態となっている。

平成 13 年度、平成 14 年度について過去 2 年間についてみても見積金額が予定価格を下回っていた契約は、上記 8 件のうち稲毛海浜公園における通用ゲート等警備業務のみである。他は全て予定価格を下回った見積書を提出したのが 1 社のみという結果に終わっている。

この結果から、当該契約に当たり各業者では事前に予定価格の水準を予測することができ、かつ業者間で談合が行われていることを懸念すべき状況にあると思われる。

従って、上記イでも述べたように予定価格の金額をより高い精度の積算基準に基づき設定し、かつ見積書の入手方法に問題がなかったかを調査し、もし問題があれば、コストを下げるという見積書の複数入手の目的が達成しえる見積書入手の体制を構築すべきである。

エ. 稲毛ヨットハーバーの委託料の公益・収益事業負担関係 [指摘事項]

稲毛ヨットハーバーについては、公益事業についての収入は一般会計に計上され、収益事業については特別会計に計上されている（上記 3. 収入取引参照）。収入取引については特に問題は発見されなかった。

しかし委託料については以下のように一般会計、特別会計に区分されている。

平成 15 年度ハーバー管理運営事業委託料実績

(単位：千円)

一般会計		特別会計	
委託名	金 額	委託名	金 額
灯浮標及び救助策等保守	12,306	ハーバー附帯業務	10,654
管理棟内清掃	7,222	警備(人為)業務	5,002
気象情報提供	1,603	ヨット人材派遣委託	2,261
空調設備保守委託	1,254	他	71
他	2,477		
合 計	24,862	合 計	17,988

この内訳のように、灯浮標及び救助策等保守が全て公益事業として一般会計の負担とされ、警備(人為)業務にかかるものが全て収益事業として特別会計で負担している。

これらの内容を検証すると、公益事業と収益事業の双方に係るものであり、一方に全額負担させる性格のものではないと考えられる。担当者から区分の基準について聴取したところ、以前より継続的に区分しているというだけであり、特に明確な回答は得られなかった。現状ではヨットハーバーにかかる決算報告が歪められている恐れがあり、委託料按分の決定に際して、一定の合理的な基準を採用し、事業活動の実態に応じて一般会計、特別会計に負担させるべきである。

オ 千葉船業協同組合に対するヨットハーバー付帯業務委託 [意見]

稲毛ヨットハーバーでは、平成 15 年度に千葉市船業協同組合に対して付帯業務である駐車場料金徴収事務の名目で 7,998 千円の委託料を支払っている。その勤務期間は毎週火曜日（祝日を除く）、年末年始・施設整備日、を除いた全営業日となっており（平成 15 年度実績 305 日）、通常 2 名で実施している。土、日、祝日及び夏季（計 157 日）については 1 名増加して計 3 名で実施している。

駐車場の勤務実態を確認したところ、ヨットハーバーの利用は夏場に集中し、11 月～1 月の閑散期は以下の表のように収入金額は減少する。

区 分 (注)	普通車	大型車	合 計	収入金額
4 月	3,048	-	3,048	1,524,000
5 月	3,900	-	3,900	1,950,000
6 月	3,492	-	3,492	1,746,000
7 月	3,328	-	3,328	1,664,000
8 月	5,584	-	5,584	2,792,000
9 月	3,346	2	3,348	1,677,000
10 月	2,528	5	2,533	1,274,000
11 月	1,747	-	1,747	873,500
12 月	1,273	-	1,273	636,500
1 月	1,312	-	1,312	656,000
2 月	2,204	-	2,204	1,102,000
3 月	2,147	-	2,147	1,073,500
合 計	33,909 台	7 台	33,916 台	16,968,500 円

（普通車/500 円・大型車/2,000 円）

注. 平成 15 年度はマイクロバスの利用実績が無いため当該表から除外している

しかし閑散期でも土、日祝日以外の営業日は 2 名の担当者が徴収手続を実施している。

そこで以下の表にて、暫定的に 11 月～1 月の土、日祝日以外の営業日における駐車場料金徴収にかかるコストと駐車場料金収入金額の比較を行う。

(一日当たりの人件費假定計算：
平成 15 年度千葉市稲毛ヨットハーバー付帯業務)

駐車場料金徴収業務

平日勤務 2 名×8H×900 円 =14,400 円
 交通費 2 名×580 円 1,160 円
 15,560 円
 諸経費 8% 1,245 円
 合計 (①：一日あたり人件費) 16,805 円

(従業員数が 2 名の日を集計)

	② (日数)	③=①×② (月当たり人件費)	④ (駐車場料金)	④－③ (利益額)
11 月	12	201,660 円	137,000 円	▲64,660 円
12 月	13	218,465 円	106,000 円	▲112,465 円
1 月	13	218,465 円	209,200 円	▲9,265 円
合計	38	638,590 円	452,200 円	▲186,390 円

以上より、平成 15 年度の 11 月～1 月の閑散期の平日（従業員数 2 人の日）については、合計 186,390 円の損失となっている。

当該組合とは昭和 57 年のオープン時から「・・・旧千葉市周辺海域での業務実施団体と契約することが協定事項にあげられているため。」という選定理由をもって随意契約で契約している。しかし現在は稲毛ヨットハーバーの業績が悪化し、コスト削減の必要性がより高まっている状況にあり、上記表の通り、11 月から 1 月の閑散期は土日曜日以外、無料開放する等の措置を実施することの方が有効であろう。

3. 人件費

(1) 人件費の概要

平成 15 年度において、スポーツ振興財団では、常勤役員 3 名、千葉市からの派遣職員 23 名、プロパー職員 63 名、嘱託員 11 名、非常勤職員 93 名、合計 193 名が勤務しており、その平成 15 年度の人件費の状況は、表 1 のとおりである。

表 1 人件費の状況（平成 15 年度）

（スポーツ振興財団総務課作成資料）

（単位：千円）

区 分	報酬・給料諸手当・賃金 (A)	退職金	福利厚生費	計 (B)	人数 (C)	(A)/(C)	(B)/(C)	平均 年齢 (歳)
常勤役員	20,350	290	2,280	22,920	3 人	6,783	7,640	62
千葉市からの派遣職員	216,714	-	27,150	243,864	23 人	9,422	10,603	54
プロパー職員	384,096	-	51,162	435,258	63 人	6,097	6,909	36
嘱託員	36,109	-	4,511	40,620	11 人	3,283	3,693	62
非常勤職員	114,599	-	6,335	120,934	93 人	1,232	1,300	48
合計	771,868	290	91,438	863,596	193 人	-	-	-

注. 非常勤職員については、再雇用職員（3 名）、夜間嘱託員（20 名）も含んでいる。

常勤役員は、副理事長 1 名と常務理事 2 名であり、全員千葉市役所の退職者である。常勤役員の報酬及び手当については、「財団法人千葉市スポーツ振興財団役員等の報酬及び期末手当並びに旅費等に関する規程」の第 2 条第 2 項において「千葉市特別職の職員の給与及び旅費及び費用弁償に関する条例」の規程に準じ理事長が定めるとされている。実質的には、千葉市から参考として提示される役員報酬額に準じ、スポーツ振興財団が決定した報酬額を支払っている。

千葉市からの派遣職員とプロパー職員の給料及び諸手当については、「財団法人千葉市スポーツ振興財団職員給与規程」に定められている。この規程は「千葉市職員の給与に関する条例」に準じているので、スポーツ振興財団における職員の給与は千葉市職員の給与と同水準となっている。なお、千葉市からの派遣職員の 1 人当たり人件費が比較的高いが、これは派遣職員 23 人中 17 人が係長級（5 級）以上であり、また平均年齢 54 歳と高齢となっているためである。

嘱託員とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年以内で雇用される者で、事務局長が理事長の承認を得て雇用する者とされている（千葉市スポーツ振興財団嘱託員取扱要綱第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項）。嘱託員の報酬については、「千葉市スポーツ振興財団嘱託員取扱要綱」の第 4 条第 1 項において「別に定めるところによる」とされている。そのため、毎年、千葉市で雇用されている嘱託員の報酬月額や千葉市職員の給与改訂等を勘案しながら、スポーツ振興財団独自で見直し、算出を行っている。なお、平成 15 年度においては、週 5 日勤務の場合月額 215,100 円であった。

非常勤職員とは、職員の補助的業務に対応し、4月1日から翌年3月31日までの1年以内で雇用される者で、当該事業所を所管する課等の長（所属長）がその雇用を行うものとされている（千葉市スポーツ振興財団非常勤職員等取扱要綱第2条第1号、第3条第1項）。非常勤職員の賃金については、「千葉市スポーツ振興財団非常勤職員等取扱要綱」の第7条第1項において「別に定める」とされ、毎年、千葉市において支払われている非常勤職員等の賃金単価に準じている。なお、平成15年度においては、時給860円であった。

次に、過去5年間（平成11年度～平成15年度）の人件費及び人員数の推移を見てみると、表2のとおりである。

表2 人件費の推移（平成11年度～平成15年度）

（スポーツ振興財団総務課作成資料）

（単位：名、千円）

	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	人数	人件費	人数	人件費	人数	人件費	人数	人件費	人数	人件費
常勤役員	3	21,016	3	18,554	4	28,834	3	23,066	3	22,920
千葉市からの派遣職員	30	298,665	27	252,901	24	244,168	24	256,875	23	243,864
プロパー職員	61	390,890	60	394,485	63	422,737	63	454,213	63	435,258
嘱託員	7	24,634	8	31,239	7	27,391	9	34,237	11	40,620
非常勤職員	87	120,370	98	127,987	101	126,383	94	128,008	93	120,934
合 計	188	855,575	196	825,166	199	849,513	193	896,399	193	863,596

千葉市からの派遣職員に係る人件費は、平成11年度においては298,665千円であったのに対し、平成15年度においては243,864千円となっており54,801千円減少している。これは、平成11年度の派遣職員数が30人であったのに対し、平成15年度においては23人となっており、千葉市からの派遣職員の数を抑えたことによるものである。

一方、スポーツ振興財団におけるプロパー職員に係る人件費は、平成11年度においては390,890千円であったのに対し、平成15年度においては435,258千円となっており44,368千円増加している。これは、職員数の増加（平成11年度のプロパー職員数が61名に対し、平成15年度は63名となっている）と昇給によるものである。

（２）給料・諸手当等の検討

（ａ）概要

スポーツ振興財団における職員、非常勤職員に対する給料・諸手当等の算出方法は（１）の「人件費の概要」に述べたとおりである。

なお、常勤役員・職員・嘱託員の給料・諸手当等の固定給部分については、当月分を当月 21 日に、時間外勤務手当や特殊勤務手当等の変動給部分については、当月分を翌月 21 日に支給している。非常勤職員の賃金等は、当月分を翌月 13 日に支給している。

（ｂ）実施手続

- ① スポーツ振興財団総務課担当者から給料・諸手当等に係る業務フローを聴取し、妥当性を検討した。
- ② 給与台帳より、常勤役員1名、千葉市からの派遣職員1名、プロパー職員1名、嘱託員1名、非常勤職員1名の合計5名を選定し、再計算を実施した。
- ③ 給料・諸手当支給額について規程及び各種届出の整合性、給与等の支払額の適切性を確認した。

（ｃ）結果

上記検討の結果、指摘すべき事項はない。

（３）期末手当、勤勉手当の検討

（ａ）概要

ア．常勤役員

常勤役員の期末手当については、スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員及び顧問の費用弁償に関する規程第 2 条において、「千葉市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の規定に準じ理事長が定めるとされている。平成 15 年度においては、この条例の規定に準じ、報酬額にその 20%の加算額を加えた額に対して、6 月支給分は 100 分の 205、12 月支給分は 100 分の 235 をそれぞれ乗じた金額が支払われた。

イ．常勤職員（千葉市からの派遣職員及びプロパー職員）

常勤職員の期末手当、勤勉手当についてはスポーツ振興財団職員給与規程の第 24 条、第 25 条を根拠としているが、実質的には「千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則」に準じており、千葉市職員と同水準となっている。

期末手当は 6 月、12 月に支給され、原則として、期末手当基礎額（給料及び扶養手当の月額、調整手当）に職務加算額を加算した額に 100 分の 145、100 分の 180 をそれぞれ乗じた金額が支払われた（平成 15 年度）。なお、職務加算額は期末手当基礎額に職級ごとに定められた加算率を乗じて計算されている（平成 15 年度においては、3 級と 4 級が 5%、

5 級と 6 級が 10%、7 級以上が 15%であった）。

一方、勤勉手当は 6 月、12 月に支給され、原則として、期末手当基礎額に勤務成績に応じた率（以下、成績率）を乗じた金額が支払われる。なお、平成 15 年度においては、成績率は、千葉市に準じ、全職員一律で 6 月に支給する分については 100 分の 60、12 月に支給する分については 100 分の 55 であった。

ウ. 嘱託員

嘱託員の期末手当については、スポーツ振興財団嘱託員取扱要綱第 4 条第 5 項において、別に定めるとされている。そこで、嘱託員の期末手当は、報酬額に常勤職員の期末手当算定の際に使用する率を乗じて計算している。なお、平成 15 年度においては、報酬額に対して、6 月支給分は 100 分の 145、12 月支給分は 100 分の 180 をそれぞれ乗じた金額が支払われた。

（b）実施手続

- ① スポーツ振興財団総務課担当者から期末手当・勤勉手当に係る業務フローを聴取し、妥当性を検討した。
- ② 給与台帳より、常勤役員1名、千葉市からの派遣職員1名、プロパー職員1名、嘱託員1名の合計4名を選定し、再計算を実施した。
- ③ 期末手当、勤勉手当支給額について規定及び各種届出の整合性、給与等の支払額の適切性を確認した。

（c）結果

ア. 業務評価を反映する勤勉手当の支給について〔意見〕

勤勉手当は、原則として 6 月の成績率は 100 分の 60、12 月の成績率は 100 分の 55 で一律支給することが決裁で定められており、そのとおりに支給がなされていた。例えば、6 月の場合勤務成績不良の者は成績率は 100 分の 60 から 100 分の 55 に引き下げられるが、通常の職務をしている限りは 100 分の 60 で勤勉手当が支給される。

スポーツ振興財団職員給与規程第 25 条においては「その者の勤務成績に応じて」支給するとされており、制度趣旨としては勤勉手当を職員の業務遂行にあたってのインセンティブと考えているのは明確である（でなければ勤勉手当をあえて期末手当と別個に規定する必要はないと考える）。このように、原則として一律支給している現在の状態は制度運営に問題があると思われる。勤勉手当の支給に際し、業務成績ないし業務評価を加味した制度運営を図っていくことが必要である。

(4) 人員配置の状況

(a) 概要

平成 15 年度において、スポーツ振興財団では、常勤役員 3 名、千葉市からの派遣職員 23 名、プロパー職員 63 名、嘱託員 11 名、非常勤職員 93 名、合計 193 名が勤務しており、その人員配置状況は表 3 のとおりである。

表 3 人員配置の状況 (千葉市スポーツ振興財団 平成 15 年度職員配置表より作成)
(単位：人)

	役員	千葉市からの派遣職員	プロパー職員	嘱託員	非常勤職員	合 計
役員（常勤）	3	-	-	-	-	3
事務局長	-	1	-	-	-	1
総務課	-	3	6	1	1	11
企画事業課	-	1	7	-	1	9
施設課	-	5	4	1	4	14
千葉ポートアリーナ	-	1	6	-	5	12
千葉公園スポーツ施設	-	2	5	1	4	12
青葉の森スポーツプラザ	-	2	2	-	6	10
みつわ台第 2 公園スポーツ施設	-	2	2	1	7	12
宮野木地区スポーツセンター	-	-	4	-	6	10
古市場公園スポーツ施設	-	2	3	-	8	13
有吉公園スポーツ施設	-	1	3	-	5	9
稲毛海浜公園スポーツ施設	-	-	4	-	8	12
武道館	-	1	2	-	6	9
北谷津温水プール	-	-	3	2	16	21
高洲市民プール	-	-	4	-	4	8
稲毛ヨットハーバー	-	1	5	3	7	16
こてはし温水プール	-	1	3	2	5	11
計	3	23	63	11	93	193

(b) 実施手続

各施設への人員配置が、効率性・経済性の観点から適切であるかにつき、下記の手続きを実施した。

- ① スポーツ振興財団総務課担当者から、人員配置の状況、人員配置の方針、見直しの実施の状況を聴取した。
- ② 各施設に配置している人員数について、類似施設間の比較を実施した。

(c) 結果

ア. 人員配置の見直しについて [意見]

平成 15 年度において、一般会計の支出合計 1,713,322 千円のうち、人件費(役員費、職員費)は 863,492 千円であり、およそ 50%を占めている。また、特別会計においても、支出合計 78,749 千円のうち、人件費は 36,361 千円であり、約 46%を占めている。

したがって、人件費の管理がスポーツ振興財団の経営を左右しているといっても過言ではなく、各施設への人員配置については、経済性・効率性の観点から定期的に見直す必要があるが、現在では実施していないとのことであった。

今後は、各施設への人員配置について、それぞれの施設の特性等を考慮した上で、業務の量、質の両面から、人件費コストの削減ができないか検討を行うべきである。

具体的には、以下のような観点から、実施すべきである。

(ア) 業務量に比し必要以上の人員が配置されていないか等の観点

各施設において、現在実施している業務を客観的に定量化し、類似施設間比較等を実施することによって、検討が可能になると考えられる。

(イ) 常勤職員の業務を嘱託員や非常勤職員に委譲できないか等の観点

千葉市からの派遣職員やプロパー職員といった常勤職員に比し、嘱託員や非常勤職員の人件費は著しく低い(図 1 参照)。したがって、常勤職員が行っている業務が嘱託員や非常勤職員に委譲可能であれば、コスト削減の観点から、委譲した方が望ましい。

例えば、各スポーツ施設における受付、施設の維持管理・整備等といった業務は、非常勤職員や嘱託員のみならず、常勤職員も行っている。しかし、これらの業務は裁量の余地が比較的小さいと考えられ、全面的に非常勤職員や嘱託員に委譲可能だと思われる。

(ウ) 外部委託を導入するという観点

嘱託員や非常勤職員の雇用により対応している業務のうち、民間の外部へ委託した方がコスト削減になる業務については、民間の外部へ委託した方が望ましい。

比較的裁量の小さな業務については、民間の外部より見積書を手入れし、雇用により対応する場合と外部委託する場合とのコストを比較し検討すべきである。

(5) 一般会計と特別会計への経費の配賦状況について

(a) 概要

スポーツ振興財団における平成 15 年度における人件費の、一般会計及び特別会計への配賦状況は表 4 のとおりである。

表 4 平成 15 年度人件費配賦の状況

(スポーツ振興財団総務課作成資料)

(単位：千円)

	一般会計		特別会計		合 計	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数
役員	22,920	3 人	-	-	22,920	3 人
千葉市からの派遣職員	243,864	23 人	-	-	243,864	23 人
プロパー職員	415,401	60 人	19,857	3 人	435,258	63 人
嘱託員	36,597	10 人	4,023	1 人	40,620	11 人
非常勤職員	110,178	86 人	10,756	7 人	120,934	93 人
合 計	828,960	182 人	34,636	11 人	863,596	193 人

注. 特別会計には、稲毛ヨットハーバーに勤務する一部の者についての人件費を配賦している。

(b) 実施手続

一般会計における人件費と特別会計における人件費とが明確に峻別されているかにつき、以下の監査手続を実施した。

- ① スポーツ振興財団総務課担当者から、人件費の配賦方法を聴取した。
- ② ①の配賦方法に基づき、平成15年度人件費が一般会計と特別会計に適切に配賦され、集計されていることを確認した。

(c) 結果

ア. 稲毛ヨットハーバー勤務者人件費の配賦について [指摘事項]

稲毛ヨットハーバーに配属されている職員については、1 人の人が特別会計事業（ヨット陸置事業、ヨット貸出事業等）の業務を行うと同時に、一般会計事業（ヨットハーバー管理運営、セーリング区域の監視事業等）の業務も兼ねて行っている。

スポーツ振興財団の決算上、これらの職員の人件費について、一般会計と特別会計とに区分して配賦する必要があるが、現状は、各個人ごとの人件費全額を一般会計または特別会計のいずれか一方のみに配賦している。

さらに、一般会計に集計する人と特別会計に集計する人を区分する基準について質問したところ、十分な回答は得られなかった。

ここで、一般会計は、千葉市から受託を受けた事業・受託施設管理等の公益事業について、その収支・財産の状況を明確にすることを目的とするものである。一方、特別会計は、稲毛ヨットハーバーにおける収益事業について、その収支・財産の状況を示すことを目的とするものである。

よって、一般会計事業におけるコストと特別会計事業におけるコストは明確に峻別すべきである。

人件費についても同様であり、一般会計と特別会計に配賦する際において、合理的な配賦方法の採用が望まれる。

例えば、職員に、従事した事業毎の時間を記録させることによって、一般会計事業従事時間と特別会計事業従事時間とをそれぞれ集計することにより、これらを基準として、各個人の人件費を一般会計と特別会計とに配賦するという方法が考えられる。

イ．特別会計事業従事者に対する退職金の支払方法〔指摘事項〕

平成 14 年度において、特別会計の業務に特化していたプロパー職員の退職金について、特別会計で計上していた積立額（2,191 千円）を一旦一般会計に振り替え、その積立不足額（13,356 千円）も合わせて、一般会計から全額（15,547 千円）支出していた（なお、積立額（2,191 千円）と実際支給額（15,547 千円）とが大幅に乖離しているが、これはスポーツ振興財団では、退職給与積立額は自己都合による退職を前提とした期末退職給与の要支給額の 40%を計上する方法によっているためである。）。

したがって、その積立不足額については、特別会計で何ら負担することなく、実質的に一般会計にて負担していたことになる。しかし、アで述べたように、一般会計事業におけるコストと特別会計事業におけるコストは明確に峻別されるべきであり、当該退職者が在職中特別会計の業務に特化していたのであれば、全額特別会計により支払われるべきであった。

4. 固定資産管理

(1) 固定資産の概要

ア. 管理を受託している設備の状況

スポーツ振興財団は、千葉市から委託及び管理許可を受け、千葉ポートアリーナ他 15 施設の管理運営を行っており、その設備の状況は以下のとおりである。なお、これらはすべて「公の施設」であり、スポーツ振興財団の資産ではない。

管理運営を行っているスポーツ施設は次のとおりである。

施設名	施設内容
千葉ポートアリーナ	メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、体力測定室、幼児体育室、新宿中学校プール（夏季のみ）
千葉公園スポーツ施設	体育館、野球場、水泳プール（夏季のみ）、庭球場、球技場
青葉の森スポーツプラザ	陸上競技場、野球場、庭球場、弓道場
みつわ台第2公園スポーツ施設	体育館、野球場、庭球場、水泳プール（夏季のみ）
宮野木地区スポーツセンター	体育館、野球場、庭球場
古市場公園スポーツ施設	体育館、相撲場、野球場、庭球場、水泳プール（夏季のみ）、多目的広場
有吉公園スポーツ施設	野球場、庭球場、水泳プール（夏季のみ）
稲毛海浜公園スポーツ施設	屋内運動場、野球場、庭球場、球技場、高浜庭球場
武道館	剣道場、柔道場、弓道場
北谷津温水プール	水泳プール
高洲市民プール	体育館、水泳プール（夏季のみ）
幸町公園水泳プール	水泳プール（夏季のみ）
犢橋公園野球場	野球場
稲毛ヨットハーバー	ヨットハーバー、ボードセール保管庫
こてはし温水プール	水泳プール、その他施設
若葉球技場	球技場、多目的運動場

イ. 千葉市の所有する物品

基本的に、各施設の管理運営上不可欠な物品は、千葉市所管課により購入され、千葉市の所有する物品となる。ここで、千葉市「物品会計規則」によると、物品とは以下のものとされている。

第5条 物品は、次の各号に掲げる区分により分類し、品目別に整理しなければならない。

- (1) 備品
- (2) 消耗品

第2条 (1)～(7) 省略

(8)備品 その性質形状を変えることなく比較的長時間にわたり使用できる物品及び性質が消耗性のものであっても形状の永続性のある標本、美術品、陳列品等をいう。

(9)消耗品 1回の使用によって消耗され、又は比較的短時間にその性質形状が変えられる物品及び贈与を目的とする物品並びに備品に該当する性質形状を有するもののうち取得価格又は評価価格 10,000 円未満のものをいう。

平成 16 年 3 月 31 日現在、各施設で管理している千葉市所有の物品（消耗品除く）は、表 1 のとおりである。

表1 各施設で管理する千葉市所有の物品 (千葉市備品明細一覧表を基に作成)
(単位：千円)

	重要物品	一般物品	合 計
千葉ポートアリーナ	199,189	35,586	234,775
千葉公園スポーツ施設	7,420	9,942	17,362
幸町公園水泳プール	1,734	1,779	3,513
青葉の森スポーツプラザ	24,549	10,916	35,465
みつわ台第2公園スポーツ施設	6,786	6,185	12,971
宮野木地区スポーツセンター	15,913	5,435	21,348
古市場公園スポーツ施設	16,017	9,654	25,671
有吉公園スポーツ施設	1,580	1,743	3,323
稲毛海浜公園スポーツ施設	5,666	3,034	8,700
武道館	510	3,305	3,815
北谷津温水プール	3,109	4,067	7,176
若葉球技場	635	4,344	4,979
高洲市民プール	17,144	6,339	23,483
稲毛ヨットハーバー	20,790	8,437	29,227
こてはし温水プール	9,050	5,524	14,574
合 計	330,092	116,290	446,382

注. 重要物品とは、取得価格又は評価価格 50 万円以上のものである（千葉市物品会計規則第2条第1項第10号）。

ウ. スポーツ振興財団の所有する物品

スポーツ振興財団の財務規程第42条によると、物品とは以下のものとされている。

- 第42条 物品は次の各号に掲げるとおり分類するものとし、その意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 什器備品 その性質上1年以上にわたって使用される物。ただし、次号に規定するものを除く。
 - (2) 消耗備品 その性質上1年以上にわたって使用される物で、購入価格が10万円未満の物。ただし、次に掲げる物は消耗品とする。
 - ア 購入価格が3万円未満の物
 - イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
 - ウ 記念品、報償品その他これらに類する物
 - (3) 消耗品 その性質上使用することによって消耗する物

基本的に、各施設の管理運営上不可欠な物品は千葉市所管課により購入され、千葉市の所有物となるため、スポーツ振興財団独自で所有する物品は、少額である。平成16年3月31日現在で、一般会計においては、204千円で総資産の0.03%、特別会計においては

11,490 千円で総資産の 10.7%を占めているにすぎない。

なお、スポーツ振興財団の所有している物品額（什器備品のみ）の推移は表 2 のとおりである。

表 2 財団保有の物品額の推移（平成 11 年度～平成 15 年度）

（単位：千円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
一般会計					
什器備品 取得価額	3,993	3,993	3,993	3,993	3,993
減価償却累計額	▲2,216	▲3,425	▲3,673	▲3,789	▲3,789
帳簿残高	1,777	568	320	204	204
計 取得価額	3,993	3,993	3,993	3,993	3,993
減価償却累計額	▲2,216	▲3,425	▲3,673	▲3,789	▲3,789
帳簿残高	1,777	568	320	204	204
特別会計					
車両運搬具 取得価額	4,643	4,643	4,643	4,643	4,643
減価償却累計額	▲4,179	▲4,179	▲4,179	▲4,179	▲4,179
帳簿残高	464	464	464	464	464
什器備品 取得価額	99,837	101,003	100,179	100,179	100,179
減価償却累計額	▲81,655	▲84,663	▲86,195	▲87,865	▲89,153
帳簿残高	18,182	16,340	13,984	12,314	11,026
計 取得価額	104,480	105,646	104,822	104,822	104,822
減価償却累計額	▲85,834	▲88,842	▲90,374	▲92,044	▲93,332
帳簿残高	18,646	16,804	14,448	12,778	11,490

注．減価償却は、法人税法上の耐用年数に基づき定率法により行っている。

一般会計においては、平成 11 年度から平成 15 年度の間に、新規取得ないし除却処理を行った物品はない。なお、平成 16 年 3 月 31 日現在保有する物品の内容は、バスケットゴール（取得価額 997 千円）、コインロッカー（取得価額 1,191 千円）等である。

特別会計においては、平成 11 年度にボード縦置ラック（取得価額 1,166 千円）の取得、平成 12 年度に Y15（ヨット、取得価額 824 千円）の除却を行っただけである。平成 16 年 3 月 31 日現在保有する物品の内容は、潮風（監視艇、取得価額 29,770 千円）、監視用テレビカメラ（取得価額 13,184 千円）、陸揚装置（取得価額 5,700 千円）等である。

なお、特別会計で計上している固定資産の大部分は、平成 8 年に旧千葉市海洋スポーツ協会の残余財産を引き継いだものである。

(2) 物品の管理状況

(a) 概要

ア. 千葉市の所有する物品

千葉市物品会計規則第 7 条は、「物品総括管理者(会計室長)は、物品の管理の適正を期するためその事務を統一し、管理について必要な調整をしなければならない」とし、同規則第 8 条は、「物品管理者(所管課長)は、当該箇所における物品の出納通知及び使用中の物品の管理に関する事務を掌握する」と規定している。

また、物品会計規則第 37 条は、「その取得価額又は評価価格が 50 万円以上である重要物品について、物品管理者は重要物品の会計年度末における現在高について、翌年度の 5 月 31 日までに収入役に報告しなければならない」とし、同規則第 46 条は、「物品出納員等(会計室室長補佐等)及び物品取扱員等(会計室管理係長等)は、出納又は保管する物品について下記に定める帳簿等を備え、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならない」として、物品管理について規定している。

職	帳 票
物品出納員等	共通消耗品出納簿 庁用備品出納簿 重要物品出納簿
物品取扱員等	備品明細一覧表 備品移動一覧表 消耗品出納簿

スポーツ振興財団は、千葉市から各施設の管理委託を受けている以上、各施設で使用される物品の管理についても受託しているものと考えられるので、千葉市物品会計規則に基づいた厳密な物品管理を実施することが求められる。

そこで、スポーツ供用備品については、登録番号・品名・商品名・取得単価・数量・取得年月日・経過年数・状態等を付した台帳を財団独自で作成し、管理を行っている。また、コインロッカー・テーブル等のスポーツ供用以外の物品については、千葉市会計室から受領した備品明細一覧表(品名・商品名・取得年月日・取得先・取得単価・数量・メーカー・品番・使用場所が記載されている)を基に管理を行っている。

イ. スポーツ振興財団の所有する物品

スポーツ振興財団財務規程第 45 条は、「出納員は、什器備品及び消耗備品については、什器備品台帳及び消耗備品台帳に記載して管理しなければならない」と、物品管理について規定している。

(b) 実施手続

ア. 千葉市の所有する物品

- ① スポーツ振興財団施設課担当者から、物品管理の方法を聴取した。
- ② 物品が千葉市物品会計規則に準拠して適切に管理され、その状況が備品明細一覧表に適切に反映されていることを確認するために、各施設の備品明細一覧表を閲覧し、主要な施設の備品明細一覧表の記載項目と現物とを照合した。具体的には、千葉ポートアリーナ、千葉公園スポーツ施設、稲毛海浜公園スポーツ施設、稲毛ヨットハーバー、こてはし温水プール、北谷津温水プール、若葉球技場において、それぞれ5件程度実施した。

イ. スポーツ振興財団の所有する物品

- ① スポーツ振興財団施設課担当者から、物品管理の方法を聴取した。
- ② 什器備品台帳及び消耗備品台帳が千葉市スポーツ振興財団の財務規程第42条に準拠して適切に作成、管理されていることを確認するために、これらの台帳を閲覧し、主要な施設の記載項目について、現物と照合した。具体的には、什器備品については稲毛ヨットハーバーにおいて3件、消耗備品については千葉ポートアリーナにて3件実施した。

(c) 結果

ア. 公の施設の管理について [指摘事項]

スポーツ振興財団が管理している公の施設のうち、幸町公園水泳プール、古市場公園スポーツ施設における野球場及び多目的広場の 3 施設については、その建設費をスポーツ振興財団のみならず千葉市においても明確な把握ができていない状況ではない。スポーツ振興財団総務課担当者によれば、同時期に建設された近隣の設備の建設費に混在している可能性が高いとのことである。

これは、公有財産の適切な管理を求めている千葉市公有財産規則の趣旨に反するものであり、今後は千葉市において、設備ごとの建設費あるいは評価価格を把握して、適切な管理を実施するための資料とすることが望まれる。

イ. 備品明細一覧表の処分処理漏れについて [指摘事項]

千葉市物品会計規則において、以下のような規定がある。

- | |
|--|
| <p>第 42 条 物品管理者は、使用中の物品及び所属の物品取扱員等が保管している物品のうち、次の各号の一に該当するものがあるときは、不用の決定をすることができる。</p> <p>(1) 修繕又は改造等の処理をしても使用の見込みがないと認められる物品</p> <p>(2) 修繕又は改造等の処理をするより新たに取得することが有利であると認められる物品</p> <p>(3) 管理換え等によって将来使用の見込みがないと認められる物品</p> <p>2 物品管理者は、前項の決定をしようとするときは、物品処理伺書によりこれを行わなければならない</p> <p>第 43 条 物品は、売り払いを目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ売り払うことができない。</p> <p>2 不用の決定をした物品の処分は、売り払いとする。ただし、売り払うことが不利若しくは不適當であるもの又は売り払うことができないと認められるものについては、廃棄処分をすることができる。</p> <p>3 前項の規定による不用物品の処分は、物品管理者が行うものとし、物品管理者は、処分をしたときは、所属の物品取扱員等をして物品増減報告書によりその旨を物品出納員等に報告させなければならない。</p> |
|--|

したがって、これらの物品を実際に管理しているスポーツ振興財団は、物品の処分時に、事前に千葉市所管課（物品管理者）に何らかの形で処分の申請をする義務があると考えられる。

備品明細一覧表に登載されている物品について現物との照合を行なった結果、下記の物品については、備品明細一覧表に登載されているが現物は既に除却されており、備品明細一覧表において処分の処理が漏れていた。これは、物品を処分する際に、スポーツ振興財団から千葉市所管課（物品管理者）への何らかの申請後、千葉市所管課から千葉市会計室（物品出納員等）に対してその旨が書面により報告されるべきであるのに、いずれかの手続が漏れたことによるものと考えられる。

いずれの場合であっても、物品処分の際に書面による報告を要求している千葉市物品会計規則第 42 条第 3 項に反しており、物品の処分について適切な管理がなされているとは言えない。

今後は、スポーツ振興財団において、物品の処分につき、各施設から本部施設課への申請・報告体制、本部施設課から千葉市所管課への申請・報告体制を確立するとともに、関連する全職員に周知徹底させるべきである。また、千葉市所管課においても、スポーツ振興財団からの処分の申請・報告を受ければ、速やかに千葉市物品会計規則に従った処理を行うことが望まれる。

また、下記物品については、直ちに備品明細一覧表を訂正する必要がある。

品 名	取得年月日	取得価格	メーカー	使用場所
警報装置	昭和 48.6.15	316,000 円	記載なし	千葉公園スポーツ施設
草刈り機	昭和 59.10.31	29,800 円	記載なし	千葉公園スポーツ施設
焼却機（炉）	昭和 63.2.23	27,200 円	記載なし	千葉公園スポーツ施設
ファクシミリ	平成 3.2.28	64,890 円	記載なし	千葉公園スポーツ施設
ファクシミリ	平成 3.2.28	64,890 円	富士通	北谷津温水プール
カメラ	昭和 56.2.25	66,000 円	キャノン	北谷津温水プール
蘇生器	平成 11.10.28	28,350 円	松吉	北谷津温水プール
製氷機	平成 5.6.21	422,300 円	大和冷蔵	北谷津温水プール

ウ. 備品票の添付漏れについて [指摘事項]

千葉市物品会計規則第 38 条によると、物品管理者は、受入れた物品のうち備品については、備品票を物品取扱員等をして作成させ標示しなければならないとされている。スポーツ振興財団が実際管理をしている千葉市の所有する物品についても、千葉市物品会計規則第 38 条が適用されると考えられる。

しかし、備品明細一覧表と備品現物の照合作業を行なった結果、以下の備品については備品票が添付されていなかった。

備品票が添付されていない理由として、使用しているうちに剥がれてしまったことが考えられるとのことであるが、備品の適切な管理を行なうためにはすべての備品に備品票を添付した状態にすべきである。

品 名	取得年月日	取得価格	メーカー	使用場所
血圧計	平成 3.3.14	2,369,000 円	竹井	千葉ポートアリーナ
体力診断専用レコーダー	平成 3.3.14	327,000 円	記載なし	千葉ポートアリーナ
酸素吸入器	平成 11.10.28	92,400 円	日本酸素	北谷津温水プール
ハンドマイク	平成 3.4.1	32,000 円	トーア	稲毛海浜公園スポーツ施設

エ. 備品明細一覧表と現物との照合作業について [意見]

スポーツ振興財団施設課担当者に、千葉市所有の備品明細一覧表と現物との照合作業の実施状況を聴取したところ、定期的な照合作業は行っていないとのことであった。

不定期に千葉市所管課より現物調査依頼があり、照合作業を実施しているとのことであったが、特に所定の手続はなく、担当者以外の上席者による照合結果の承認手続も確立していない状況である。

スポーツ振興財団では、千葉市より施設のみならず施設内物品の管理をも受託しており、その受託責任を完遂するためにも、これらの物品の状況を常時把握しておく必要がある。

そのためには、定期的な照合作業を実施することによって、備品明細一覧表に記載され

ている物品の実在性やその使用状況の確認を行うべきである。また、定期的な照合作業は、個人の流用といった不正を牽制し防止する機能があり、内部統制の観点からも、その実施は望ましい。

また、照合作業を組織的かつ効率的に実施するためには、その実施方法・報告体制・承認手続・千葉市への報告方法を、スポーツ振興財団として統一するべきである。

そのためには、これらを規定した実施要領等を整備し、関連する全職員に周知徹底させることが望まれる。

オ. 什器備品台帳と現物との照合作業について〔意見〕

スポーツ振興財団施設課に、財団の所有する什器備品台帳と現物との照合作業の実施状況を聴取したところ、定期的な照合作業は行っていないとのことであった。

千葉市所有の物品と同様に（エ.と同様に）、財団の所有する物品についても、什器備品台帳又は消耗備品台帳と現物との照合作業を実施するべきである。

5. 有価証券管理

(1) 有価証券の概要

平成 16 年 3 月 31 日現在でスポーツ振興財団が所有する有価証券（投資有価証券）には、以下のようなものがある（表 1）。基本財産 200,290 千円を国債で運用しているが、これはペイオフ対策の一環とのことであった。なお、国債については金融機関に保護預けを行っている。

表 1 有価証券の保有状況

（千葉市スポーツ振興財団決算報告書（平成 15 年度）により作成）

科 目		内 容	金 額
基本財産	有価証券	国債（5 年）	100,220 千円
		国債（2 年）	100,070 千円
		計	200,290 千円
その他の固定資産	投資有価証券	電話債券	476 千円
		計	476 千円

(2) 有価証券の管理

(a) 概要

有価証券については、スポーツ振興財団財務規程第 5 条に「財団の資産のうち、証書その他これらに準ずる証書若しくは証券は、嚴重な鍵のかかる容器に保管しなければならない」と規定されており、嚴重な管理が要求されている。

(b) 実施手続

- ① 証書の現物が、財務規程どおりに嚴重に保管されているか確認を行った。
- ② 証書又は取引報告書と照合することによって、その実在性、資産性を検討した。

(c) 結果

ア. 投資有価証券の償還について [指摘事項]

投資有価証券（電話債券）476 千円については、過去に財団法人海洋スポーツ協会が電話加入権取得時に電信電話債券（旧日本電信電話公社が発行したもの）を購入したものを平成 8 年の統合の際に受け入れたものであった。しかし、最終償還期限は昭和 67 年（平成 3 年）9 月 25 日であり、債券の消滅時効は 10 年となっている。したがって、形式上は、既に償還権は消滅していることになる。

スポーツ振興財団総務課担当者によれば定期的に有価証券の実査を行っていたとのことであったが、これが額面金額の確認にとどまり最終償還期限等の確認を見落としていたため、こういった事態が生じたと推定される。

また、取得日・額面金額・取得金額・利率・償還日等を付した有価証券管理台帳を作成し、適切な管理を行っていれば、こういった事態は防止できたはずである。

今後は、適切な台帳の作成や有効な実査を行うことにより、有価証券を厳格に管理すべきである。

なお、当該債券については、スポーツ振興財団総務課担当者が NTT に照会したところ、形式上は償還権は消滅しているがいつでも償還に応じる旨の回答を得たとのことであった。しかし、たとえ実質的には有効であろうとも、償還権に法的根拠がないため、これを保有し続けることは望ましくない。したがって、速やかに償還し、換金すべきであろう。

6. 債権管理

(1) 概要

スポーツ振興財団では、特別会計にてヨット陸置事業及びボード保管事業を行っており、これによって生じた債権の状況は表1のとおりである。

表1 ヨット陸置事業・ボード保管事業に係る未収入金

(単位：千円)

発生年度	未収入金			利用料金収入			(A)/(C) %
	残高 (A)	滞納人数 (B)	平均 (A)/(B)	ヨット陸 置事業	ボード保 管事業	計(C)	
平成9年度	1,375	12名	115	59,337	13,669	73,006	1.88
平成10年度	968	10名	97	52,718	13,754	66,472	1.46
平成11年度	699	8名	87	45,655	13,266	58,921	1.19
平成12年度	995	11名	90	40,872	12,255	53,127	1.87
平成13年度	524	6名	87	35,284	11,215	46,499	1.13
平成14年度	823	19名	43	31,385	10,837	42,222	1.95
平成15年度	1,261	14名	90	29,595	9,803	39,398	3.20
計	6,645						

1人当たり未収入金残高((A)/(B))について、平成14年度は他の年度と比して低いが、これは平成14年度においては、滞納者のうちボード保管事業に係る滞納者の割合が高かったためである(ヨット陸置事業における利用料金が年間100千円～200千円であるのに対し、ボード保管事業における利用料金は年間31千円～57千円であり平均単価が低い。)。

(2) ヨット陸置事業・ボード保管事業に係る未収入金の管理

(a) 概要

スポーツ振興財団においては、ヨット陸置事業及びボード保管事業によって生じた債権を以下のように管理している。

ヨット陸置事業及びボード保管事業に係る利用料金は、毎年4月から翌年3月までの1年分の料金を当年度の5月頃までに前受にて徴収している(例えば、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの保管料は、平成15年5月頃までに徴収している。)。

具体的には、毎年1月から2月にかけて利用者に対し「請求書」と「更新申請書」を送付し、更新の意思があれば5月頃までに「更新申請書」の提出と同時に料金を支払ってもらうという手続きで徴収している。また、5月を過ぎても利用者からの連絡が無ければ、スポーツ振興財団担当者が電話で連絡を取り、更新の意思があるということであれば料金支払の督促を行っている。そして、督促を行ったにもかかわらず、当年度の3月31日までに入金なかったものについては、決算上未収入金を計上している。ただし、明らかに更新の意思がないと判断される者や過年度滞納者に対する債権については、未収計上して

いない。

(b) 実施手続

- ① スポーツ振興財団稲毛ヨットハーバー業務第一係担当者から、ヨット・ボード保管事業における債権管理方法を聴取した。
- ② 同係で管理記録している債務者ごとの「ヨット等利用料金督促経過記録カード」を閲覧し、未収計上されている債権の回収可能性について検討した。

(c) 結果

ア. 滞留債権について [指摘事項]

「ヨット等利用料金督促経過記録カード」を閲覧したところ、未収入金を計上する前までは利用者に対する督促の記録が多々見受けられたが、未収入金計上後は督促の記録がほとんど見受けられなかった。よって、未収入金計上後は、回収努力を十分には行っていないと推測される。

したがって、未収入金として計上されている債権 6,645 千円（図 1）については、回収可能性が極めて低いと考えられる。特に、平成 14 年度以前に発生した債権 5,383 千円については 1 年超滞留していることから、回収可能性を吟味したうえで、回収不能額については貸倒処理すべきである。

イ. 債権管理について [意見]

ヨット陸置事業及びボード保管事業に係る利用料金の未回収率は、平成 9 年度からのいずれの年度においても 1%を超過しており、高い水準にあるといえる（図 1）。

今後は、債務者の状況を見分け、その状況に応じた回収努力を行うことにより、効果的かつ効率的な債権管理を行っていくべきである。例えば、自己破産等の状況に陥っている債務者や消息不明の債務者に対する債権は回収不可能と判断し償却する一方で、ある程度回収の見込みがあると考えられる債務者に対しては積極的に督促を行う等、債務者の状況に応じた回収努力を行っていくことが考えられる。

また、債務者の状況の判断方法、その状況に応じた回収努力の方法は、担当者個人の判断のみに委ねると、個人によって同じ状況にある債務者に対し異なる債権管理となってしまう可能性があり、却って不効率となりかねない。

したがって、債務者の状況の判断方法、その状況に応じた回収努力の方法といった債権管理手法については、マニュアル化し関係職員に周知徹底させることが望ましい。

7. 納税事務

(1) 納税事務の概要

平成 15 年度に係る法人税並びに事業税及び住民税確定申告書の提出及び納付はすべて期限内に行われている。

なお、平成 15 年度の法人税の課税所得は欠損金 5,526 千円となっているため、納付税額は地方税均等割の 70 千円のみである。

平成 15 年度に係る消費税の確定及び中間申告書はいずれも申告期限内に提出され、中間申告に係る納税は納付期限内に納付されている。

平成 15 年度の消費税納付額（地方消費税額を含む）は、総額で 36,055 千円である。なお、確定申告による納付額を 70 千円過大に納付したが、還付請求を行い還付されたとのことである。

(2) 法人税、事業税及び住民税の検討

(a) 概要

ア. 繰越欠損金の状況

スポーツ振興財団は、経常的に欠損であり、税務上の繰越欠損金の状況は下表のとおりである。

(単位：千円)

発生事業年度	青色欠損金額	消滅事業年度
H11.4.1～H12.3.31	522	H16.4.1～H17.3.31
H12.4.1～H13.3.31	822	H17.4.1～H18.3.31
H13.4.1～H14.3.31	514	H20.4.1 ～ H21.3.31 (注)
H14.4.1～H15.3.31	5,388	H21.4.1～H22.3.31
H15.4.1～H16.3.31	5,526	H22.4.1～H23.3.31

注. 平成 13 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度に係る青色欠損金から繰り越される期間が 5 年間から 7 年間に延長された。

平成 14 年度に急激に欠損金が増加したのは、人件費について特別会計への配賦基準を変更したことによるものとのことである。

イ. 税務調査

財団設立は平成 3 年 2 月 1 日であるが法人税に関してはこれまでに税務調査を受けたことはない。

平成 9 年度に平成 6 年度から平成 8 年度の 3 年間について源泉所得税について税務調査を受けたことがある。

そのときの指摘事項は担当者の記憶によると報酬料金に係る源泉関係だったとのことであるが、書面による記録がないため、確実なことは不明である。

なお、この調査の後は顧問税理士を利用することにより適正に処理されているとのことである。

(b) 実施手続

下記の資料に基づき法人税並びに事業税及び住民税申告書記載内容について査閲を行い、疑問点及び不明点について担当者への質問を行った。

- ① 平成15年度法人税確定申告書並びに事業税及び住民税確定申告書の写し
- ② 平成15年度法人税確定申告並びに事業税及び住民税確定申告に係る納付書の写し
- ③ 平成15年度法人税確定申告書作成基礎資料

(c) 結果

法人税申告書の記載方法及び記載金額について、次に掲げる事項が発見された。

ア. 有形減価償却資産償却可能限度額 [指摘事項]

スポーツ振興財団は、車両運搬具、什器備品について、取得価額の 10%相当額を残存価額としており、帳簿価額が当該残存価額に達した資産についてはその後の償却は行っていない。

しかし、法人税法上の償却可能限度額は取得価額の 95%相当額とされている（法人税法施行令 61 条 1 項 1 号）ため、本来はさらに取得価額の 5%（10%－5%）相当額の減価償却費を計上できることになる。

スポーツ振興財団がさらに償却可能である金額は、下記表のとおり 3,380 千円である。

平成 15 年度末 償却終了の資産 (単位：千円)

固定資産	取得価額 (A)	当期末残高 (B=A×10%)	税務上の 未償却残高 (C=A×5%)	償却不足額 (B－C)
車両運搬具	4,643	464	232	232
什器備品	62,968	6,297	3,149	3,148
合 計	67,611	6,761	3,381	3,380

税務上、償却不足額は切捨てられることになっているため、償却不足額があったとしても一度に償却費を計上することはできない。通常の償却計算を再開することにより事業年度ごとに償却限度額との比較により認められる金額のみが損金算入できることになるので、可能ならば償却を再開して適正な残存価額まで損金算入すべきである。

イ. 収益事業、非収益事業の区分 [意見]

スポーツ振興財団は、会計を一般会計と特別会計とに区分しており、特別会計のみについて法人税法上の収益事業に該当するものとして法人税の申告を行っている。特別会計を持つことになった経緯は、平成 8 年に財団法人千葉県海洋スポーツ協会を統合したことによるものとのことである。

また、一般会計の主たる事業内容は、①スポーツ振興事業、②海洋思想普及事業（ハーバー管理運営事業含む）、③受託事業、④受託施設管理事業である。

これらのうち、①②については直接的な収入はない（千葉市から補助金を受け入れている）ため、非収益事業であると考えられる。

しかし③④については千葉市から委託を受けており受託事業収入があることから、請負業として収益事業に該当するものと考えられる（次項のウ．の手続きにより収益事業としないことも可能）。

公益法人等については法人税法施行令第 5 条に法人税が課される 33 の収益事業が限定列举されている。公益法人の営む事業がこの 33 の特掲事業に該当する場合には、たとえそれが公益法人の本来の目的たる事業であったとしても法人税が課されることになる（法人税基本通達 15-1-1）。

従って、スポーツ振興財団の会計は必ずしも法人税法上の収益事業及び非収益事業により区分しているわけではないので、特別会計のみについて法人税の申告を行うことは原則からいうと申告漏れを起こしていると考えられる。

さらに、法人税の申告書には、本来は一般会計を含めた全体の決算書を添付しなければならないことになっている（法人税基本通達 15-2-4）のにもかかわらず、当財団の申告書には特別会計に係るもののみの添付であった。

特別会計のみならず一般会計を含めた各事業が法人税の課税対象とすべき収益事業に該当するか否かを再検討し、かつ、法人税申告書には財団全体の決算書を添付して、適切な法人税申告をするべきである。

ウ．実費弁償方式による請負業〔意見〕

請負業は原則的には収益事業に該当するものであるが、その業務が行政官庁からの委託で実費弁償方式により行われるものであり、かつ、あらかじめ一定の期間（おおむね 5 年以内の期間）を限って所轄税務署長の確認を受けたときは、その期間については受託者である公益法人等の収益事業とはしないこととされている（法人税法基本通達 15-1-28）。

スポーツ振興財団は、これまでに当該確認を受けたことはない。平成 13 年度において、上記イ．で述べた一般会計に属している請負業について当該確認の申請書を提出した場合に承認がおりるか否かを所轄税務署に対して打診している。

しかし、所轄税務署からは回答がなく、結果的に当該確認の申請書は提出されていない。

平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月より施行）により、公の施設の管理については従来の管理委託制度に替わり指定管理者制度が創設され、同制度では管理者は地方公共団体の出資法人に限定されず、地方公共団体は民間企業をその指定管理者に指定することができる。この制度の下では指定管理者は自ら施設の使用許可権限を持つことも想定され、また自らの経営努力による市民サービスの向上を図る必要がある。

スポーツ振興財団にもこの制度の対象となるものがあるとのことなので、今後は、当財団の受託事業は実費弁償方式による請負業であるとして所轄税務署長の確認を受けることは難しいと思われる。

今後は、一般会計に属している請負業についても収益事業に該当するものとして法人税申告の対象とすべきである。

エ. 共通経費の配賦 [意見]

スポーツ振興財団は、平成 14 年度に、人件費のうち特別会計に係る直接人件費を一般会計から特別会計へ配賦することに変更した。それまでは、直接人件費すら特別会計への配賦は行っていなかった。

しかし、間接業務の人件費や減価償却費などの共通経費についてはいまだに特別会計には負担させていない。

原則的には、各科目ごとに合理的な配賦基準に従って特別会計に配賦させるべきである。

(3) 消費税の検討

(a) 概要

ア. 税務調査による修正申告等

税務調査により消費税の修正申告を行った事実はない。

イ. 消費税の課税非課税の判定方法及び会計システム上の処理

担当者への質問により、次の事項を確認した。

- ① 消費税の課税非課税の判定は、原則的に当財団内部で行っており、不明なものについては顧問税理士に確認している。内容的に複雑なものはないのでマニュアル等はない。
- ② 会計システムにはあらかじめ勘定科目ごとに消費税の課税・非課税が登録されているものもあるが、入力の際に手入力を行っているものもある。
- ③ 入力結果は担当者が相互にチェックしている。

(b) 実施手続

下記の資料に基づき消費税申告書記載内容について査閲を行い、疑問点及び不明点については担当者への質問を行った。

- ① 平成15年度消費税申告書の写し
- ② 平成15年度消費税中間申告書の写し
- ③ 平成15年度消費税中間申告に係る納付書の写し
- ④ 平成15年度消費税確定申告書作成基礎資料

(c) 結果

ア. 課否判定 [指摘事項]

消費税確定申告書の作成基礎資料である「消費税計算書」上の課否判定を勘定科目によりレビューしたところ、次の課否判定に当たり誤りが発見された（なお、帳簿と証憑にさかのぼっての調査は行っていない）。

- ① 切手、図書券等について購入のときは正しく課税対象外としているが、使用の時に消費税額を認識していなかった。自らが引換給付を行うことが明らかなものについては継続適用を条件として購入時に消費税を認識する処理は認められる（消費税基本通

達11-3-7) ので、使用のときに消費税を認識する（原則）か、あるいは通達を適用する（特例）か、団体内で方針を決め適正に処理すべきである。

- ② 民間助成金（綱引き大会、スポーツ教室等を開催する時にパンフレット等に社名を載せることについてのもの。一口いくらと決まっていた口数により掲載面積が異なるとのこと）について明確な対応関係が不明であるのにもかかわらず課税取引としていた（1,340千円）。

本来は課税対象外取引であり特定収入に該当する。しかし実態が担当者説明の通りならば、請求書等に社名掲載の対価として消費税額を明示することにより相手方にも課税取引であることがわかるようにすべきである。

- ③ 寄附金（55千円）を上記の助成金と同様に課税取引としていた。

本来は課税対象外取引であり特定収入として処理すべきである。

イ. 特定収入 [指摘事項]

特定収入及び特定収入割合に関しては、次の事項が発見された。

すなわち、上記ア. でも述べた通り、助成金及び寄附金収入については特定収入に該当すると思われるが、当財団は特定収入としていなかった。当団体の特定収入割合は 5%以下であり、助成金及び寄附金収入を特定収入として再計算したとしても税額には影響はなかったが、今後は、正しい計算をすべきである。

ウ. 消費税申告書 [意見]

消費税申告書の計算過程においてケアレスミスがあったが、税額に影響する箇所ではなかった。

今後は、ケアレスミスがないよう留意する必要がある。

包括外部監査の結果報告に添えて提出する意見

1. 指定管理者制度への対応

(1) 指定管理者制度の導入

平成 15 年 6 月の地方自治法第 244 条の 2 の一部改正により、公の施設の管理について、これまでの管理委託制度に替わり指定管理者制度が導入されることとなり、同年 9 月より施行されている。

公の施設の管理について、これまでの管理委託制度は、管理者の範囲を公共的団体等に限定してきたが、指定管理者制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保したうえで、この限定を取り払い、民間事業者を含む管理者に施設の使用許可権限を付与することをも可能として、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることとされている。

指定管理者制度と管理委託制度の主な相違点をまとめると下記のとおりである。

	指定管理者制度	管理委託制度
管理権限・責任等	管理に関する権限を指定管理者に委任。 設置者は、管理権限の行使自体は行わず、必要に応じて指示等を行い、指示に従わない場合には指定の取消し等を行う。	契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 管理権限及び責任は、設置者が引き続き有し、使用許可権限は委託できない。
管理者の範囲	特別の制約を設けず、具体的な管理者を議会の議決を経て指定。	地方公共団体の出資法人等に限定され、具体的な管理受託者を条例で規定。

(2) 千葉市の対応

指定管理者制度の導入に対応して、千葉市では、「指定管理者制度導入に係る指針」を作成し、平成 16 年 7 月 1 日から施行している。

同指針によれば、個別法でその管理者を規定している施設、PFI 事業で整備中の施設及び指定管理者制度導入によるメリットが見込めない施設を除き、指定管理者制度を導入するとしている。

スポーツ振興財団が管理している施設については、原則として条例施設ではない稲毛ヨットハーバーを除く施設について、平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度が導入されることが予測される。

(3) スポーツ振興財団の対応

千葉市は上記の「指定管理者制度導入に係る指針」により方針を示したが、具体的な対応については、各局で対応すべきとの方向性を所管部署の行政管理課が示したとのことである。

スポーツ振興財団の所管部局は、教育委員会であるが、現状では教育委員会からの動きは、少なくともスポーツ振興財団側からは、見えてこない状況である。

しかし、平成 16 年 12 月に指定管理者制度導入調査の際に示されたスケジュールでは、条例手続は平成 17 年 6 月あるいは 9 月、募集・選定は平成 17 年 7 月～平成 18 年 3 月となっており、準備期間もそれほど残されていない状況にある。

そこで、スポーツ振興財団では、ワーキンググループを立ち上げて、指定管理者制度導入に係る対応・対策を検討中であるが、具体的な計画や行動には至っていないのが現状である。

(4) 指定管理者制度導入上の問題点

千葉市及びスポーツ振興財団双方に指定管理者制度を円滑に導入するために支障となる問題点がある。

ア. 千葉市

(ア) 国の方針急転換

これまで、公の施設の管理は民間には任せられないとされてきたため、増える公の施設の管理を行うため（市の職員は簡単には増員できない）外郭団体を設立してきたところ、国の方針が急に変わってしまって、対応に苦慮している面は否定できない。

(イ) 板ばさみの状況

千葉市からの派遣職員とプロパー職員からなる現在のスポーツ振興財団の組織を前提にした場合、千葉市にとっても、スポーツ振興財団が指定管理者になれなかった場合は、自らの派遣職員とそもそも自らの施策の一環として設立したスポーツ振興財団のプロパー職員が職を失うこととなる。

一方、スポーツ振興財団が指定管理者となった場合は、公正な選定が行われたことを明確に示す必要に迫られることとなる。

イ. スポーツ振興財団

(ア) 収入源の確保

スポーツ振興財団が、指定管理者になれなかった場合、収入源のほとんどを失うこととなる。

従って、スポーツ振興財団を生かすためには、他の収入源を確保しなければならない。

(イ) 組織構成

スポーツ振興財団の人員が、主に千葉市派遣職員（在任期間 3 年程度）とプロパー職員から構成され、指定管理者になれなかった場合の影響が異なっているため、千葉市派遣職員が、指定管理者制度導入につき、プロパー職員と同様の立場で対応するのにはかなりの努力を要すると思われる。

さらに、スポーツ振興財団の組織が、プロパー職員を千葉市派遣職員が管理する形態であるため、指定管理者制度から受ける影響が大きいプロパー職員が、指定管理者制度導入の対応についての施策を作成し、実施するに当たって、例えば、千葉市派遣職員の削減といった施策を提言するのは難しいといった心理的な制限を受ける可能性がある。

(ウ) 民間企業と競う体勢

公益法人であるスポーツ振興財団は利益の蓄積がなく、民間企業と競うための自前の資金がない。

スポーツ振興財団の収入源のほとんどは、指定管理者制度の対象となる施設の管理である一方、民間企業には他の収入源もあるため、当該施設の管理の指定管理者となるために種々の施策を実施できる立場にある。

(エ) 硬直したコスト管理体制

千葉市派遣職員の配属については千葉市が決定するため、スポーツ振興財団のコストのうち多くを占める千葉市派遣職員の人件費について、スポーツ振興財団自らがコントロールすることが出来ない。

(5) スポーツ振興財団の対策

(ア) コスト削減のポイント

平成 15 年度の一般会計の支出を支出目的別に展開すると下表のとおりである。

下表の合計は、平成 15 年度の一般会計収支計算書の支出の部の事業費と管理費の合計に一致する。

(単位：千円)

科目	金額	構成比率
職員費		
常勤役員報酬等	22,631	1.3%
千葉市からの派遣職員給与等	243,864	14.4%
プロパー職員給与等	415,401	24.5%
嘱託員報酬等	36,597	2.2%
非常勤職員（年間雇用）賃金等	110,177	6.5%
プール監視員（夏季雇用）賃金等	24,156	1.4%
退職金	289	0.0%
小計	853,115	50.3%
事業費		
諸謝金	13,388	0.8%
旅費交通費	849	0.1%
交際費	342	0.0%
通信交通費	11,283	0.7%
消耗品費	25,929	1.5%
修繕費	28,079	1.7%
印刷製本費	3,036	0.2%
燃料費	2,121	0.1%
会議費	422	0.0%
光熱水費	151,505	8.9%
賃借料	37,873	2.2%
保険料	8,665	0.5%
委託料	511,214	30.1%
備品購入費	2,417	0.1%
負担金	6,969	0.4%
手数料	1,116	0.1%
公租公課	38,048	2.3%
雑費	763	0.0%
小計	844,019	49.7%
合計	1,697,134	100.0%

上記の支出目的別に展開された科目につき、コスト削減余地とその削減額の全コストへの影響度という観点から検証を行った結果をまとめると、以下のとおりである。

- ① 常勤役員3名と千葉市からの派遣職員23名の計26名に係るコストは、266,495千円で、全コストの15.7%を占める。

派遣職員23名はいずれも、事務局長、課長、課長補佐、係長、所長等の管理職ポストに就いている。

スポーツ振興財団の人員は、非常勤職員を除けば100名（常勤役員3名を含む）であるので、総人員の26%を千葉市関連者が、常勤役員あるいは管理職員として占めていることになる。

管理職ポストは例えば、総勢10名の総務課では、課長、課長補佐、係長の3階層、総勢10名の施設課では、課長、課長補佐、主査、係長の4階層となっている。

この管理職ポスト数は、スポーツ振興財団の規模を考慮すれば過大となっている可能性がある。

従って、管理職ポスト数が過大であるかどうかの検討を実施する必要があると思われる。

その検討は、例えば、各管理職員について、週間あるいは月間において、どのような業務にどれくらいの時間配分が行われているかを、詳細に分析することにより実施可能である。

その結果、無駄な業務、各管理職間で重複している業務、非効率な業務等の存在が確認されれば、管理職ポストの削減を検討すべきと思われる。

例えば、常勤役員ポスト及び管理職員ポスト26のうち、3分の1を削減できれば、全コストの5%を超えるコスト削減、さらには3分の2を削減できれば、全コストの10%を超えるコスト削減が可能となる。

抜本的なコスト削減という観点からは、最も重要度が高いと思われる。

- ② 93名の非常勤職員に係るにコストについては、現在、スポーツ振興財団においても、ワーキングのコスト削減班にて、人員配置の見直し等による削減を検討しているところである。

この削減が実施されれば、例えば、非常勤職員に係るにコストについて、3分の1を削減できれば、全コストの2%程度のコスト削減が可能となる。

- ③ 全コストの30.1%、事業費の60.6%を占める委託費については、競争入札の推進やより適切な見積書入手等により、削減余地はあると思われる。

例えば、委託費を10%削減できれば、全コストの3%程度のコスト削減が可能となる。

- ④ 全コストの19.6%、事業費の39.4%を占める委託費以外の事業費については、現在、スポーツ振興財団においては、毎年度のシーリングを受けているため、削減余地は小さいと判断している。

この部分を削減余地なしとして放置するのは、望ましいことではないが、仮にこの

部分を5%削減したとしても、削減効果は全コストの1%弱であり、抜本的なコスト削減という観点からは、重要度は低いと思われる。

上記の検証の結果に基づき、コスト削減余地があり、またその削減額の全コストへの影響度が大きいコストを優先して、削減策実施対象とすることが有効である。

(イ) コスト管理の精緻化

スポーツ振興財団では、現在、コストを施設ごとに集計し、施設使用料収入と比較し、各施設の税負担率を算定する作業は行っていない。

そこで、各施設ごとの施設使用料収入、コスト、税負担額、税負担率の一覧表を以下に作成した。

この一覧表の作成に当たっては、別々の資料として作成されていた、施設別の使用料収入一覧表、施設別の事業費一覧表を使用した他、施設別の把握はされていなかった職員費については、担当者に集計を依頼して使用した。

なお、事業費及び職員費のうち間接費部分については、直接費の金額により按分した。

(単位：千円)

施設区分	施設名	施設使用料収入A	事業費B	職員費C
社体施設	千葉ポートアリーナ	64,250	266,634	92,551
	みつわ台体育館	5,087	4,003	64,551
	宮野木地区スポーツセンター	6,709	9,252	55,497
	古市場体育館	5,330	12,268	69,441
	武道館	2,262	3,518	40,171
	北谷津温水プール	17,821	21,576	78,281
	若葉球技場	423	15,644	0
	高洲市民プール	7,983	15,599	57,050
	こてはし温水プール	63,660	248,988	65,317
	新宿中学校プール	94	1,790	2,089
	小 計	173,619	599,272	524,948
公園施設	千葉公園スポーツ施設	7,685	23,234	105,351
	みつわ台第2公園スポーツ施設	2,840	10,798	10,418
	古市場公園スポーツ施設	1,856	8,208	8,364
	有吉公園スポーツ施設	4,828	13,627	62,861
	稲毛海浜公園スポーツ施設	12,374	59,894	62,785
	幸町公園水泳プール	829	4,454	4,254
	青葉の森スポーツプラザ	7,646	27,274	72,387
	犢橋公園野球場	393	2,426	4,169
	小 計	38,451	149,915	330,589
合 計		212,070	749,187	855,537

施設区分	施設名	コスト合計D B+C	千葉市負担額 D-A	千葉市負担率
社体施設	千葉ポートアリーナ	359,185	294,935	82.1%
	みつわ台体育館	68,554	63,467	92.6%
	宮野木地区スポーツセンター	64,749	58,040	89.6%
	古市場体育館	81,709	76,379	93.5%
	武道館	43,689	41,427	94.8%
	北谷津温水プール	99,857	82,036	82.2%
	若葉球技場	15,644	15,221	97.3%
	高洲市民プール	72,649	64,666	89.0%
	こてはし温水プール	314,305	250,645	79.7%
	新宿中学校プール	3,879	3,785	97.6%
	小 計	1,124,220	950,601	84.6%
公園施設	千葉公園スポーツ施設	128,585	120,900	94.0%
	みつわ台第2公園スポーツ施設	21,216	18,376	86.6%
	古市場公園スポーツ施設	16,572	14,716	88.8%
	有吉公園スポーツ施設	76,488	71,660	93.7%
	稲毛海浜公園スポーツ施設	122,679	110,305	89.9%
	幸町公園水泳プール	8,708	7,879	90.5%
	青葉の森スポーツプラザ	99,661	92,015	92.3%
	犢橋公園野球場	6,595	6,202	94.0%
	小 計	480,504	442,053	92.0%
合 計		1,604,724	1,392,654	86.8%

上記の表からは以下のことが判明する。

- ① 社体施設に比較して、公園施設の方が、千葉市の負担率が高い。
- ② 社体施設でも、千葉市の負担率は、79.7%～97.6%とかなりのばらつきがある。
- ③ 公園施設でも、千葉市の負担率は、86.6%～94.0%とばらつきがあるものの、社体施設でのばらつきより少ない。
- ④ 同じ社体施設のプールでも、施設により千葉市の負担率は79.7%～97.6%とかなりのばらつきがある。

上記の事項は、使用料の設定の適切性、無駄なコストの存在等の検討の必要性を示唆している。

上記の表では、例えば千葉ポートアリーナの区分ごと（メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室等々）のコストが把握されていない。

従って、さらに詳細に各施設の各区分ごとの使用料の設定の適切性、無駄なコストの存在等を把握するためには、各施設の各区分ごとにコストを集計する体制を構築する必要があると思われる。

（ウ）事業計画の方向性

スポーツ振興財団においては、ワーキングのレベルアップ検討推進班にて、特にスポーツ教室やイベント等の企画事業のレベルアップについて検討を行っているが、現状では具体的な成果にまでは至っていない。

スポーツという極めて個人の趣味が反映される分野におけるサービスについては、例えば清掃事業のように、全市民共通に満足を与えるサービスは考えにくい。

従って、限られた予算の範囲内で公益性の観点から千葉市民にとって有用なスポーツ振興事業を実施するには、その事業計画の立案過程の出発点において、千葉市民を事業計画立案のために適切なグループに分類する必要がある。

例えばまず、千葉市民を、世代とスポーツへの参加の程度という切り口に分類すれば、下記のとおりA～Uまでの21のグループに分類することができる。

世代 \ スポーツへの参加の程度	スポーツに興味がなく参加するつもりはない	スポーツに興味があるが参加する機会がない	スポーツに興味があり積極的に参加している
幼児	A	H	O
小学生	B	I	P
中学生	C	J	Q
高校生	D	K	R
大学生	E	L	S
勤労者	F	M	T
高齢者	G	N	U

次に、この各グループに有用な事業候補を思いつく限り挙げ、各事業の必要資金を集計していくと、その必要資金の合計は、予算を超えることとなると思われる。

そこで、公益性の観点から、挙げられた事業候補の中でどれを実施すべきかを検討することとなる。

例えば、

- ① 「スポーツに興味がなく参加するつもりはない」グループや「スポーツに興味があり積極的参加している」グループに対して、スポーツ振興事業を実施する必要があるのか。
- ② 通学している各学校で体育の授業を受けている小学生、中学生、高校生、大学生に対して、財団法人千葉市スポーツ振興財団がスポーツ振興事業を実施する必要があるのか。
- ③ 毎年度実施している「区対抗市民綱引大会」はそもそも、千葉市が政令市となり、区制が実施された時に、「自分は〇〇区の住民である」という区民意識を醸成するために始めたものであり、区制が定着した現在では、不要なのではないか。
- ④ 「N」のグループに対して、「みのもんたが思いっきりテレビで紹介した運動を皆なでやろう教室」を実施するのは有用ではないか。

といった問いを、市民をグループに分けたフレームワークの中で数多く実施することによって、限られた予算の範囲内で公益性の観点から千葉市民にとって有用なスポーツ振興事業が立案できる可能性は高まると思われる。

(エ) 提案型事業展開への転換

スポーツ振興財団ではこれまで専ら、千葉市の指示に従った事業を展開してきた。

しかし、今後、民間企業と競合して指定管理者となるためには、行政の意図を熟知していることと千葉市の提供するスポーツ事業に参加する市民と直接接してきたという強みを生かして、千葉市行政の意図と市民が求めているものをマッチさせた事業案を自ら作成して、千葉市に提案していくという方向性が有用と思われる。

例えば、文部科学省が、平成 12 年 9 月に策定した「スポーツ振興基本計画」の重要施策である「総合型地域スポーツクラブ」が、千葉市では 2 地区に設立されて、現在 2 箇所を育成中である。

これらのクラブをさらに広域的に発展させるため、市内全域に施設を運営しているスポーツ振興財団が管理している既存の施設や既存の人材を活用して、追加の税負担を極力抑えた事業案を、指定管理者制度が適用される施設の事業案とセットで提案すれば、競合する民間企業にはない強みが発揮できる可能性があると思われる。

(オ) 稼働状況の把握

施設の稼働状況の把握は、次のように行われている。

まず、千葉ポートアリーナのうち、メインアリーナ（3面に区分して貸出）及びサブアリーナについては、午前、午後、夜間に各面が何パーセント貸し出されているかを把握する他、月次ベースの利用者数及び施設使用料徴収額を把握している。

一方、千葉ポートアリーナのメインアリーナ及びサブアリーナ以外の施設については、月次ベースの利用者数及び施設使用料徴収額を把握しているのみであり、野球場、庭球場、研修室等の一定の面を一定時間貸し出すものについても、各面が何パーセント貸し出されているかは把握されていない。

従って、稼働状況を把握し、稼働率が低い施設の有効利用等の検討に利用するためには、千葉ポートアリーナのメインアリーナ及びサブアリーナ以外の施設についても、野球場、庭球場、研修室等の一定の面を一定時間貸し出すものについては、各面が何パーセント貸し出されているかを把握する必要がある。

(カ) 必要な人材の確保

上述のように、スポーツ振興財団の経営管理者である常務理事及び管理職は、そのほとんどがスポーツ振興財団での在職期間が3年程度である千葉市OBと千葉市派遣職員で占められている。

スポーツ振興事業に係る経験が3年程度の経営管理者に率いられるという組織では、従来のように千葉市から当然受注するという状況においてはともかく、民間企業と受注競争を行うという状況においては、経験豊富な経営管理者に率いられた民間企業と競争するうえで弱みを有することとなる可能性がある。

従って、今後は、常務理事や管理職といった経営管理者には、能力と経験を有するプロパー職員からの登用や外部からスポーツ振興事業に係る能力と経験が豊富な人材をスカウトするといった柔軟な人事体制を構築する必要があると思われる。

(6) 千葉市としてのあるべき方向性

千葉市には、スポーツ振興財団の設立母体として、派遣職員に対しても、プロパー職員に対しても、雇用者としての責任はあり、指定管理者制度を適正に運用することと、雇用者としての責任を果たすことは明確に区別すべきと思われる。

千葉市はまず、コスト管理体制を柔軟にする等、スポーツ振興財団が民間企業と競える体制の構築を支援すべきである。

従って、派遣職員の引き上げを進める必要が生じる可能性がある。

2. 稲毛ヨットハーバー事業の経営状態

(1) 最近15年間の収支の推移

平成 1 年度以降の特別会計（稲毛ヨットハーバー収益事業）の収支の推移は、次のとおりである。

平成 12 年度及び平成 13 年度の一般会計補填額は、千葉市と取り決めた一般会計と特別会計の負担割合に準拠して経理を行えば、特別会計で負担すべき支出であるが、特別会計の収支を悪化するのを回避するために、一般会計で負担させたものである。

その財源は、本来であれば一般会計の剰余資金として千葉市に返還すべきものである。

また、平成 12 年度から平成 15 年度の収支差額の下段に記載した金額は、上記の一般会計補填額及び平成 13 年度から平成 15 年度まで実施された一般会計繰入金収入の計上がなかった場合の収支差額である。

年度	収入の部																	
	ヨット保管事業収入		ヨット貸出事業収入		ヨット付帯設備 使用料収入			ボート保管事業収入		売店等 事業収入	特別事業 収大相撲 地方巡業 協力収入	諸 収 入			特定預金 取崩収入	一般会計 繰入金収入	繰越金収入	収入合計
					船具ロッカ 修理庫・ 係留等	駐車場事業						歩合収入	受取利息 収入	雑 収 入 等				
	件数	収入	件数	収入		収入	件数	収入	件数									
平成 1 年	811	60,190,900	846	4,077,000	3,774,500	42,215	17,933,000	256	5,415,000	6,260,330		3,431,536	876,747	4,071,718			20,182,588	126,213,319
平成 2 年	908	60,928,100	1,155	5,415,500	4,761,700	48,265	20,736,400	469	10,087,500	8,499,360		4,633,344	2,099,130	4,542,432			28,874,071	150,577,537
平成 3 年	965	60,368,750	1,380	6,434,000	4,900,800	43,953	18,927,500	382	9,702,500	8,651,930		4,549,116	3,123,797	3,075,605			29,055,775	148,789,773
平成 4 年	806	61,455,260	1,319	6,488,090	4,814,660	45,279	21,519,610	334	9,473,000	7,690,740		4,369,306	2,424,175	6,837,550			29,635,402	154,707,793
平成 5 年	769	63,544,350	1,243	6,411,380	4,954,940	46,727	23,370,000	396	10,816,860	7,438,992		3,546,592	2,121,441	6,850,353			29,630,533	158,685,441
平成 6 年	697	72,993,730	1,090	6,014,710	5,420,950	47,619	23,822,000	414	12,087,275	7,068,260		3,591,833	1,401,570	8,003,335	27,916,000		30,357,363	198,677,026
平成 7 年	741	69,083,265	1,057	5,893,060	5,083,640	50,395	25,202,500	432	12,452,720	9,990,727		5,069,496	994,864	3,172,582	2,058,839		32,984,233	171,985,926
平成 8 年	777	64,041,025	1,020	5,779,350	4,541,670	42,226	21,117,500	395	12,024,410	9,588,797		4,011,019	156,663	2,591,993		77,701,950	0	201,554,377
平成 9 年	703	59,337,955	835	4,582,860	4,581,630	42,724	21,365,000	461	13,669,440	9,176,232		3,545,802	275,594	2,886,053			0	119,420,566
平成 10 年	679	52,718,765	918	5,092,530	4,886,930	41,984	20,996,500	453	13,754,990	8,111,086		3,339,109	403,236	3,027,985			873,376	113,204,507
平成 11 年	563	45,655,965	854	4,719,310	4,665,210	42,150	21,075,000	425	13,266,150	7,767,568	12,307,045	3,226,676	184,692	3,471,863			1,408,487	117,747,966
平成 12 年	479	40,872,255	826	3,817,010	4,391,190	37,667	18,839,500	383	12,255,520	6,488,391		2,176,193	195,333	2,548,700	1,165,500		2,166,196	94,915,788
平成 13 年	471	35,284,395	723	4,098,780	4,209,740	36,229	18,120,500	351	11,215,780	6,460,481		2,572,290	74,885	2,878,764		2,000,000	2,242,628	89,158,243
平成 14 年	527	31,385,555	524	2,790,700	3,953,520	33,898	16,959,000	339	10,837,780	5,483,108		3,196,947	8,889	2,917,952	2,190,572	2,000,000	5,380,162	87,104,185
平成 15 年	396	29,595,160	562	3,039,610	3,857,760	33,916	16,968,500	300	9,803,260	4,546,358		3,641,028	4,586	2,688,985		6,452,681	3,290,305	83,888,233

(単位：千円)

年度	支出の部										収支差額
	職員費・ 賃金等計	ハバー管理 事業費	ボート保管 事業費	売店事業費	大相撲地方 巡業協力 事業費	固定資産 取得	減価償却 引当金	退職給与 引当金	一般会計 負担金	支出合計	
平成1年	34,780,754	35,600,509	1,386,762	4,824,853		10,003,500	10,596,440	146,430		97,339,248	28,874,071
平成2年	38,902,050	44,612,207	1,767,228	7,242,235		15,714,504	13,113,906	169,632		121,521,762	29,055,775
平成3年	51,544,605	40,384,513	1,396,467	7,158,535		4,550,010	14,003,962	116,279		119,154,371	29,635,402
平成4年	52,071,264	44,758,814	1,334,459	6,433,427		7,339,780	12,795,499	344,017		125,077,260	29,630,533
平成5年	60,707,660	45,994,567	1,355,664	6,460,001		2,300,000	11,119,555	390,631		128,328,078	30,357,363
平成6年	63,662,467	48,265,395	1,404,669	5,784,600		39,717,830	6,422,120	435,712		165,692,793	32,984,233
平成7年	66,489,528	55,067,953	1,511,217	5,624,155		5,871,000	10,900,440			145,464,293	26,521,633
平成8年	89,660,891	79,524,136	1,254,831	5,655,937		1,027,940	9,052,986	1,048,609	14,329,047	201,554,377	0
平成9年	50,741,480	51,213,793	1,385,988	5,673,953		1,886,850	7,011,929	633,197		118,547,190	873,376
平成10年	52,090,557	47,588,604	1,402,303	5,147,112			5,108,188	459,256		111,796,020	1,408,487
平成11年	47,640,415	47,741,082	1,577,963	4,975,257	11,642,543	75,600	1,368,668	560,242		115,581,770	2,166,196
平成12年 (一般会計補填額)	39,401,770	46,163,806	1,498,418	4,100,091		1,165,500	0	343,575		92,673,160	2,242,628
	5,772,000									5,772,000	△ 3,529,372
平成13年 (一般会計補填額)	33,924,167	43,581,690	1,538,227	4,253,745			0	480,252	0	83,778,081	5,380,162
	6,401,000									6,401,000	△ 3,020,838
平成14年	35,450,106	41,270,333	1,295,771	3,253,844			0	353,254	2,190,572	83,813,880	3,290,305
											△ 709,695
平成15年	36,361,545	38,790,357	1,145,344	2,073,856			0	378,000		78,749,102	5,139,131
											△ 5,313,550

(2) 稲毛ヨットハーバー事業の経緯

稲毛ヨットハーバー事業に係る経緯は次のとおりである。

昭和	42年	国の政策による「首都圏整備基本計画」に基づき、千葉県で「海浜ニュータウン計画」が策定された。
昭和	44年	千葉県が千葉西部稲毛地区公有水面埋め立て免許を取得した。
		千葉市が千葉県と「千葉西部稲毛地区土地造成事業委託協定」を締結した。
		稲毛海浜ニュータウン埋め立て事業が着工した。
昭和	48年	稲毛海浜公園が一般公園として都市計画決定された。
昭和	50年	稲毛地区の埋め立て免許変更にあたり、千葉県企業庁を通じて「マリナー施設配置、セーリング水域等を検討し、港湾計画を決定したうえで、具体的に進める方針」であるとの文書を運輸大臣に提出した。
昭和	51年	
	↓	漁業関係者との補償等の交渉を行う。
昭和	56年	
昭和	56年	稲毛ヨットハーバークラブハウス建設に対する関係漁民の同意が成立した。
昭和	57年	帆走海域に対する関係漁民の同意が成立した。
		財団法人千葉市海洋スポーツ協会が設立された。
		12月に稲毛ヨットハーバーがオープンした（公園管理課所管）。
昭和	61年	特別会計事業対象用地等に対し、使用（土地賃借）料が発生した。
昭和	62年	「検見川の浜」におけるウィンドサーフィンが解禁された。
昭和	63年	「検見川の浜」前に当協会直営の売店を出店した。
平成	元年	ウィンドサーフィンボード保管庫業務を開始した。
		監視艇「潮風」を協会資産として購入した。
平成	8年	千葉市行政管理課の改革案によりスポーツ振興財団に統合される。
		財団法人千葉市海洋スポーツ協会の残余財産をスポーツ振興財団へ寄付した。
		千葉市の所管が公園管理課から社会体育課へ移行した。

なお、今年の 8 月に開催された第 28 回オリンピックアテネ大会のセーリング競技男子 470 級で銅メダルを獲得した関一人氏は、中学生時代から稲毛ヨットハーバーにて練習を積んだ結果の銅メダル獲得であった。

(3) 稲毛ヨットハーバー事業の位置づけ

稲毛ヨットハーバー（ヨットハーバー及び附帯施設）は、稲毛海浜公園（都市公園）内に整備された千葉市（財産管理者は、公園管理課）の施設である。

施設は、財団法人千葉市海洋スポーツ協会の設立時から、都市公園法に基づく管理許可施設であり、運営管理者が公園管理者である公園管理課より許可を受け管理運営する公園施設であり、条例施設ではない。

このことから、稲毛ヨットハーバー事業（公益事業及び収益事業）は、基本的に管理運営者であった財団法人千葉市海洋スポーツ協会による自主事業として開始された。

以上の稲毛ヨットハーバー事業の位置づけは、平成 8 年度のスポーツ振興財団への統合後も（ただし、監督所管が公園管理課から社会体育課へ変更となった。）、同様である。

従って、稲毛ヨットハーバー事業の財源は、千葉市からの公益事業に対する補助金収入とヨット陸置事業等の収益事業収入となる。

補助金収入の使途は、海洋思想普及事業と稲毛ヨットハーバー及び附帯施設等の管理運営（ヨットハーバー管理棟の管理運営、ヨットハーバー運営委員会の主宰、セーリング区域の監視・救助業務）の経費に限られる。

条例施設であれば、千葉市からの管理委託を受け、基本的には収支がバランスするような予算措置がなされるが、管理許可施設である稲毛ヨットハーバーについては、支出は自ら稼いだ収入により賄うのが基本とされる。

一方、事業の採算が取れなければ、スポーツ振興財団側から、管理許可の取消しを申し出ることが、法的には可能である。

（４）経営状況の悪化

稲毛ヨットハーバーは開設 20 年を超えたところであるが、平成 9 年度から利用者の減少とそれに伴う事業収入の落ち込みが顕著となり、現在もその傾向が継続している。

このことは事業経営に大きな影響を与え、平成 12 年度から事業収入の落ち込みによる収支バランスの悪化が顕在化することとなった。

スポーツ振興財団では、その理由を次のように考えている。

- ① 現在のヨット陸置者の高齢化によるヨット離れ
- ② 海洋レジャーの多様化によるヨット人口の減少
- ③ 不況によりヨット維持ためのランニングコストを陸置者が負担し切れなくなっている

スポーツ振興財団では、このような状況を考慮すると、事業収入を増加させるのは困難であると判断し、支出削減を優先課題とし、以下の対策を実施してきた。

- ① 平成14年度に、レンタルヨットの艇数見直しにより維持費（消耗品費、修繕費、保険料）を抑制した。
- ② 平成15年度に売店の販売形態を変更し、管理経費（人件費、商品費）を削減した。

(5) 一般会計からの資金の補填

上記の支出削減だけでは収支の悪化を抑えることができず、資金不足を補填するため、平成 13 年度より以下の金額を、一般会計からの繰入金収入として受け入れている。

(単位：円)

年 度	金 額
平成 13 年度	2,000,000
平成 14 年度	2,000,000
平成 15 年度	6,452,681
合 計	10,452,681

平成 15 年度末の特別会計の正味財産は、172,494 円であるので、上記の一般会計からの補填がなければ、平成 15 年度末においては、10,280,187 円の債務超過となっている。

この補填資金の財源は、平成 8 年度の財団法人千葉市海洋スポーツ協会の統合時に、財団法人千葉市海洋スポーツ協会より一般会計で寄付金として受け入れた現金預金のうち未利用の 17,655,933 円が充てられている。

その金額の根拠は下記のとおりである。

(単位：円)

項 目	金 額
受入現金預金	28,833,989
退職給与引当預金積立	△5,307,056
受入未払金支払	△5,871,000
差引計	17,655,933

補助金等の税金を流用したものではなく、上記の財源の範囲内であれば、補填することには問題は生じないが、その財源も残高は 7,203,252 円（当初補填資金 17,655,933－補填額 10,452,681）となっており、平成 16 年度の収支の状況が平成 15 年度と同様であれば、平成 16 年度において、上記の財源はほぼ枯渇することとなる。

(6) 抜本的な解決の必要性と千葉市の姿勢

スポーツ振興財団においては、上記のコスト削減策や一般会計からの補填といった対策では限界があるため、抜本的な解決策を検討し、千葉市の所管部署と協議する方針である。しかし、現状ではあくまで検討中であり具体化までには至っていない。

また、スポーツ振興財団から千葉市に対しては、稲毛ヨットハーバー事業の経営状況の悪化については、これまでも決算報告書等により報告するところであるが、財産管理者である公園管理課の都市公園法に基づく管理許可制度による対応では、スポーツ振興財団としては、採算が取れなければ事業継続の中止に追い込まれかねない状況である。

一方、現在の管理運営管理者である社会体育課の姿勢は、稲毛ヨットハーバー事業のう

ちの公益事業への補助金を出しているが、収益事業の経営悪化の改善には、消極的な面がある。

(7) 稲毛ヨットハーバー事業の制約条件

財団法人千葉市海洋スポーツ協会設立時に作成された稲毛ヨットハーバー管理規程（以下「管理規程」という。）及び稲毛ヨットハーバー安全運用規程（以下「安全運用規程」という。）に基づき運営が開始され、その規程が、スポーツ振興財団にも継承されている。その内容には稲毛ヨットハーバー事業の制約条件となるものが含まれている。

その制約条件となっている主なものを挙げると、次のとおりである。

これらの制約条件は、ハーバー利用者の立場からは、ハーバーの魅力を損なうものとなり、利用者減少の理由のひとつとなっているのではないかと推測される。

ア. 帆走区域

管理規程第 17 条で、「帆走をすることが出来る区域（以下「帆走区域」という。）は、北緯 35 度 36 分 27 秒東経 140 度 04 分 09 秒の地点、北緯 35 度 36 分 06 秒東経 140 度 02 分 56 秒の地点、北緯 35 度 36 分 36 秒東経 140 度 02 分 20 秒の地及び北緯 35 度 37 分 34 秒東経 140 度 02 分 48 秒の地点を順次直線で結んだ区域とする。」と定められている。

実際の運用としては、上記の帆走海域を 3 分割（A 海域、B 海域、C 海域）し、月・水曜日は「B 海域」のみの帆走、木・金曜日は「C 海域」のみの帆走、祝日及び日曜日は「B・C 海域」のみの帆走、祝日の前日及び土曜日は「A・B・C 海域」の帆走となっている。

また、安全運用規程第 5 条で、「船艇は、管理規程第 17 条に規定する帆走区域以外は航行してはならない。」と定められている。

これらの規程は、漁場を守ると言う観点から定められたものと推測される。

この結果、ヨット利用者は東京湾内の限られた範囲でしか航行できないこととなる。

また、ヨット利用者がこの規程を遵守することを漁業関係者に保証するために、スポーツ振興財団は、以下の監視配備が必要とされている。

- ① 出港する艇が5隻未満の場合、監視塔からの監視
- ② 出港する艇が5隻以上10隻未満の場合、監視塔からの監視及び監視艇1隻による監視
- ③ 出港する艇が10隻以上の場合、監視塔からの監視及び監視艇2隻による監視

ロ. 帆走時間

管理規程第 18 条で、「帆走をすることができる時間は、午前 9 時から午後 4 時まで（月曜日（祝日又は休業に当たる日を除く。）にあたっては、午前 9 時から正午まで）とする。」と定められている。

従って、ヨット利用者は、例えばサンセットクルーズを楽しむことはできない。

ハ．舟艇の定義

安全運用規程第 2 条による舟艇の定義によれば、利用できるヨットは、艇の長さが 6 メートル以下で、エンジンがついていない帆船（通常「ディンギー」と呼ばれている。）に限られる。

従って、エンジン付のプレジャーボートや水上バイクを利用することはできない。

（８）改善の方向性

稲毛ヨットハーバー事業の経営状況を改善するためには、管理許可事業者であるスポーツ振興財団と千葉市がそれぞれの責任の範囲を明確にして、少なくとも以下のような作業を実施すべきと思われる。

なお、千葉市においては監督所管である社会体育課と財産管理者である公園管理課が、市民の観点に立った千葉市という立場で一致協力する必要がある。

ア．スポーツ振興財団が実施すべきこと

（ア）コスト管理の精緻化

上記の「1．指定管理者制度への対応（５）財団法人千葉市スポーツ振興財団の対策」で述べたコスト管理の手順を実施して、コスト削減余地の大きい部分の把握や稲毛ヨットハーバー事業で実施する事業の細目ごとにコストを把握する等の方法により、どこかに無駄なコストが発生していないかを検証し、その削減策を検討する。

（イ）公益事業と収益事業の範囲の見直し

現在、公園管理課の財産であるヨットハーバー管理棟の管理運営費でさえ、全額補助金で賄っているのではなく、一部収益事業の収入により賄っている部分がある。

このような構造は、稲毛ヨットハーバー事業の収益事業の収支が黒字であった時代に、稲毛ヨットハーバーを管理許可施設にしておくことによって、公益事業の支出の一部を収益事業の収支によって賄えてこられたことにより、当然のことにされてきたとも考えられる。

しかし、今では稲毛ヨットハーバー事業の収益事業の収支が赤字となってしまった。

従って、稲毛ヨットハーバーの事業を構成する各事業が、本来、公益事業なのか収益事業なのかの区別を再検討し、各事業のあるべき財源を整理すべきである。

(ウ) 制約条件の緩和

稲毛ヨットハーバーを開設するにあたって、千葉市と船橋漁業協同組合との間で結ばれた協定内容にまで遡り、その後の環境の変化（漁業従事者数の変化、漁獲高の変化、漁業従事者の後継者の状況の変化等）を考慮して、主に稲毛ヨットハーバー事業上の制約条件に関して、その協定内容に修正すべき点がないかを検討する。

その際、稲毛ヨットハーバー事業開始時の経緯を知る公園管理課の協力を求める必要がある。

(エ) 新規事業の立ち上げの可能性

上記で検討した制約条件の緩和の基で、財団の設立目的から逸脱することなく、また新たな人員は投入しない等の条件を満たす範囲で、今後の収入増加に繋がるような新規事業がないかを検討する。

(オ) 管理許可の取消し

経営状況に改善が見られない場合は、最終手段として、管理許可を取り消すことも視野に入れるべきである。

この場合、稲毛ヨットハーバー事業に従事する 5 名のプロパー職員の雇用確保は最優先される必要があるため、他の事業への配属を行い、その結果人員に余剰が出れば、派遣職員の引き上げを検討する。

この場合、千葉市としては、他に管理許可を申請する事業者を探すか、稲毛ヨットハーバーを条例施設へ転換するか、さもなくば、稲毛ヨットハーバーを閉鎖するかの、いずれかの選択を迫られることとなる。

イ. 千葉市が実施すべきこと

(ア) 千葉市の立場の明確化

上記のスポーツ振興財団の検討結果を受けて、稲毛ヨットハーバーの事業を構成する各事業が、本来、公益事業なのか収益事業なのかの区別を明確にすべきである。

例えば、前述した関一人氏のように、稲毛ヨットハーバーという場を与えられたことによって、オリンピックの銅メダルを獲得するまでに至った事例等から考えれば、海に面した千葉市として、ヨット競技の振興は公益であるといった判断をするのも、1つの選択肢であると思われる。

(イ) 条例施設への転換等

上記の検討の結果によっては、稲毛ヨットハーバーを条例施設とすること、あるいは、稲毛ヨットハーバーの閉鎖も視野に入れる必要が生じると思われる。

(ウ) コスト削減策への協力

上記のコスト管理の精緻化の結果人件費等のコストに余剰があることが判明した場合、または管理許可の取消しの結果人員に余剰が発生した場合には、スポーツ振興財団の経営の立場を尊重して、派遣職員の引き上げ等のコスト削減策に協力すべきである。

3. 行政コストに基づく税負担額の算定

(1) 行政コストによる税負担額算定の必要性

千葉市は、スポーツ振興財団への委託金や補助金を通して、千葉市ポートアリーナ等のスポーツ施設の安全で快適な施設管理を行い、また生涯スポーツの普及・振興の基本理念のもとで、子供から高齢者までが生涯にわたりスポーツ・リクリエーション活動に親しむことを目的とした各種スポーツ振興事業を行うという施策を実施している。

従って、本来当該施策の評価を行うためには、千葉市とスポーツ振興財団の連結ベースでの行政コストを算定して、収入と比較し、年度の税負担額を把握する必要があると思われる。

現在では、千葉市でもスポーツ振興財団でも、このような連結思考での税負担額の把握は行っていないため、下記に、平成 15 年度の税負担額を試算した。

(単位：千円)

科目	一般会計	特別会計	合計	調整項目	調整後合計
I 収入					
1 基本財産運用収入	322	0	322	0	322
2 事業収入	64,249	67,811	132,060	0	132,060
(1) 利用料金収入	64,249	0	64,249	0	64,249
(2) ヨットハーバー関連収入	0	67,811	67,811	0	67,811
3 補助金収入	1,340	0	1,340	0	1,340
(1) 民間助成金収入	1,340	0	1,340	0	1,340
4 負担金収入	3,460	0	3,460	0	3,460
5 寄付金収入	55	0	55	0	55
6 諸収入	1,176	6,334	7,510	0	7,510
(1) 受取利息収入	4	4	8	0	8
(2) 雑収入	1,172	6,330	7,502	0	7,502
7 千葉市への収入	0	0	0	147,821	147,821
当期収入合計 (A)	70,602	74,145	144,747	147,821	292,568
II 行政コスト					
1 事業費	1,571,148	78,371	1,649,519	0	1,649,519
2 管理費	125,986	0	125,986	0	125,986
3 プロパー退職給与引当金繰入額	0	0	0	29,425	29,425
4 千葉市職員退職給与引当金繰入額	0	0	0	16,140	16,140
5 減価償却費	0	1,287	1,287	0	1,287
6 千葉市減価償却費	0	0	0	346,765	346,765
当期行政コスト合計 (B)	1,697,134	79,658	1,776,792	392,330	2,169,122
当期税負担額 (B) - (A)	1,626,532	5,513	1,632,045	244,509	1,876,554

従って、当期税負担額の調整後合計額 1,876,554 千円を、平成 16 年度 4 月 1 日現在の千葉市の人口 914,056 人及び世帯数 370,798 世帯によって除すれば、平成 15 年度のスポーツ振興財団に係る事業の住民 1 人当たりの行政コストは、2,053 円、1 世帯当たりの行政コストは 5,061 円となる。

(2) 算定過程

上記の当期税負担額の算定過程は下記のとおりである。

- ① 一般会計及び特別会計の収入は、千葉市以外の外部から収入された金額を記載した。
- ② 一般会計及び特別会計の行政コストは、外部への支払い及びスポーツ振興財団における固定資産減価償却費を記載した。
- ③ 調整項目のうち千葉市への収入は、収入した施設使用料のうち千葉市に収納された金額を記載した。
- ④ 調整項目のうちプロパー退職給与引当金繰入額は、下記に算定したプロパー職員に係る退職給与引当金の当年度積立必要額を記載した。
- ⑤ 調整項目のうち千葉市職員退職給与引当金繰入額は、下記に算定した千葉市からの派遣職員に係る退職給与引当金の当年度積立必要額を記載した。
- ⑥ 調整項目のうち千葉市減価償却費は、下記に算定した千葉市所有の固定資産に係る減価償却費を記載した。

(3) 調整項目に係る説明事項

上記の調整項目のうち説明を要するものにつき以下に記載する。

ア. プロパー職員退職金

(ア) 概要

現在、自己都合による退職を前提として、退職積立を行っている。そこで、定年まで勤務したと仮定した場合の退職給付債務（ストック）、平成 15 年度における要積立額（フロー）を算出してみる。

(イ) 仮定

算定においては、以下のような仮定を置いた。

- ① 退職手当の算出過程は「千葉市職員退職手当支給条例」による。
- ② 退職手当の計算要素である給料の月額は平成16年3月末時点による。
- ③ 退職給付債務は、定年退職による退職時の支給率に基づいて算出した。
- ④ 平成15年度における要積立額は、平成16年3月31日現在における期末要支給額から平成15年3月31日現在における期末要支給額を差し引いて算出した。

(ウ) 計算結果

区 分	退職給付債務 平成 15 年 3 月 31 日 (A)	退職給付債務 平成 16 年 3 月 31 日 (B)	平成 15 年度に おける要積立額 (C)= (B) - (A)
金 額	304,949 千円	334,374 千円	29,425 千円

イ. 千葉市からの出向職員の出向期間の退職積立額

(ア) 概要

通常、出向者の人件費については、出向先にて負担すると考えられる。スポーツ振興財団においては、市からの出向職員を 23 名受け入れており、当該職員に対する給与はスポーツ振興財団の会計にて負担されている。

しかしながら、当該職員の財団出向期間に係る退職金については、財団において何ら負担していない。

そこで、平成 15 年度において、スポーツ振興財団が負担すべきであった千葉市からの出向職員分の退職金について算定する。

(イ) 仮定

算定においては、以下のような仮定を置いた。

- ① 退職手当の算出過程は「千葉市職員退職手当支給条例」による。
- ② 退職手当の計算要素である給料の月額が平成16年3月末時点による。
- ③ 期末要支給額は、自己都合による退職時の支給率に基づいて算出した。(スポーツ振興財団が固有職員分の退職積立額を算出する際に使用するのと同じ方法である。)
- ④ 平成15年度における要積立額は、平成16年3月31日現在における期末要支給額から平成15年3月31日現在における期末要支給額を差し引いて算出した。

(ウ) 計算結果

区 分	期末要支給額 平成 15 年 3 月 31 日 (A)	期末要支給額 平成 16 年 3 月 31 日 (B)	平成 15 年度におけ る要積立額 (C)= (B) - (A)
金 額	414,994 千円	431,135 千円	16,141 千円

上表 (C) の金額 16,141 千円については、スポーツ振興財団が、本来市からの出向職員の退職金に係る分として負担すべきであったといえる。

ウ. 千葉市所有の固定資産に係る減価償却費

(ア) 概要

スポーツ振興財団が管理運営している千葉市の公有財産及び物品については、減価償却計算が実施されていない。

そこで、平成 15 年度において、千葉市において負担すべきであった減価償却費について算出する。

(イ) 仮定

算定においては、以下のような仮定を置いた。

- ① 建物等の不動産については、償却期間50年の定額法により算出した。
- ② 物品については、償却期間10年の定額法により算出した。

(ウ) 計算結果

区分	償却基礎額	償却年数	償却率	減価償却費
建物等の不動産	18,611,463 千円	50 年	0.020	335,006 千円
物品	130,652 千円	10 年	0.100	11,759 千円
合計	18,742,115 千円			346,765 千円

上表の減価償却費合計額 346,765 千円については、千葉市において負担すべき費用であった。

以 上